



KPMG Newsletter

KPMG Insight

■特集■ DXを活用した税務ガバナンス構築と 高まるその重要性

Accounting

有価証券報告書開示に関する改正
－ 重要な契約等・政策保有株式の開示 －

Sustainability

戦略および意思決定への「インパクト」視点の適用
CSRD開示25%削減：EUオムニバス法案のポイント



Vol. **72**

May 2025

特集

02 DXを活用した 税務ガバナンス構築と 高まるその重要性

04 Tax Reimagined BEPS2.0 時代 DXを活用した適切な税務ガバナンス構築

[ゲスト]

可部 哲生 先生
東京大学大学院客員教授

[インタビュアー]

宮原 雄一
KPMG税理士法人



Accounting

- 10 有価証券報告書開示に関する改正
– 重要な契約等・株式の保有状況の開示 –
和久 友子／木名瀬 光行／加藤 巳希 あずさ監査法人

Sustainability

- 18 戦略および意思決定への「インパクト」視点の適用
清王 まつり あずさ監査法人
- 22 CSRD開示25%削減：EUオムニバス法案のポイント
加藤 俊治 あずさ監査法人

会計・開示／税務 Digest

28

会計・開示

会計・開示情報 (2025.2 - 3)

井口 崇 あずさ監査法人

35

税務

税務情報 (2025.2 - 3)

大島 秀平／風間 綾／山崎 沙織／内藤 直子／芝田 朋子 KPMG税理士法人

Topic

37

海外

台湾「土地譲渡益課税の変遷」

友野 浩司 KPMG台湾

41

海外

韓国税務当局の動向およびTPへの対応方法 外国人投資に対する政府支援の強化

キム・ジョンウン／ベク・チョンウク KPMG韓国

46

IPO

IPO実現のために必要なタスクとは

伴 仁 氏 株式会社フェアコンサルティング

天羽 啓二 あずさ監査法人

50

エンタープライズアーキテクチャ

金融機関に今求められるエンタープライズアーキテクチャ

竹田 信弘／吉村 泰生 KPMGコンサルティング

KPMG Information

- 56 KPMG News
- 57 Thought Leadership
- 58 出版物のご案内
- 59 海外関連情報
- 60 KPMGジャパン
メンバーファーム一覧

KPMG Insightの最新号、バックナンバーは
KPMGホームページよりご覧いただけます。

kpmg.com/jp/kpmg-insight



KPMG Insight Vol.72

発行日：2025年5月

発行所：KPMGジャパン

〒100-8172

東京都千代田区大手町1丁目9番7号

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

DXを活用した税務ガバナンス構築と 高まるその重要性

BEPS2.0国内法施行とともに、グローバル企業の新たな国際税制への対応は急がれています。税務の業務が一気に複雑化した今、専門知識と英語力を兼ね備える人材やDXを牽引する人材の不足、依然続く税の事後的な対応など、国内企業が抱える課題も顕在化してきました。しかし、そのような今こそ税務を経営戦略と捉えなおし、税引後利益を最大化するための税務ガバナンス体制構築、ひいては税務機能の再構築を真剣に検討する絶好のタイミングとも考えられます。本特集では、税務におけるDXの動向を概観するとともに、先を見据えた税務ガバナンス体制の在り方について紹介します。

02

Tax Reimagined BEPS2.0時代 DXを活用した適切な税務ガバナンス構築

【ゲスト】

元国税庁長官 東京大学大学院客員教授
西村あさひ法律事務所弁護士・ニューヨーク州弁護士・米国公認会計士
KPMG 税理士法人特別顧問
可部 哲生 先生



Tax Reimagined BEPS2.0時代 DXを活用した適切な税務ガバナンス構築



Yuichi Miyahara

KPMG税理士法人
代表

宮原 雄一

Tetsuo Kabe

元国税庁長官 東京大学大学院客員教授
西村あさひ法律事務所弁護士
ニューヨーク州弁護士・米国公認会計士
KPMG税理士法人特別顧問

可部 哲生 先生

2024年4月1日以降開始事業年度のBEPS2.0国内法の施行を機に、日本企業における税務ガバナンス体制構築の重要性はこれまで以上に高まっています。日本企業の税務戦略は大きな転換点を迎え、税務部門が果たすべき役割は、「納税業務」から「経営戦略の一部」への進化を求められています。先行する欧米企業は、すでに確立している税務ガバナンス体制を、新たなテクノロジーでさらに進化させようとしています。日本企業がこれに追いつき、グローバル競争力を高めるためには何が必要か——。本稿では、元国税庁長官・弁護士・東京大学大学院客員教授の可部 哲生先生とKPMG税理士法人代表の宮原 雄一が、日本企業が直面する課題とその解決策について議論をします。税務を「コスト管理」の観点から捉え直し、いかにして企業の経営戦略につなげていくのか。新時代の税務戦略のエッセンスが詰まった対談は、日本企業の次なる一手を示す貴重なガイドラインとなるはずです。

所属・役職は、2025年3月時点のものです。

税務がグローバル化するなか、 問われるのは税引後利益と キャッシュフローの最大化

宮原 欧米では90年代から税務のガバナンスの重要性は認識されてきましたが、日本企業は税引前利益の方法論に注力する傾向があるようです。しかし、グローバルな競争力を高めるためには、「税引後利益の最大化」という観点が非常に重要になってきますよね。

可部先生 宮原さんのおっしゃるとおりだと思います。日本企業の国際競争力を考えるうえで、税務はきわめて重要な経営課題です。BEPS2.0におけるPillar2の導入をはじめとする税務のグローバル化、DX化のなかで、その重要性がますます増大していくのは明らかなです。そういう意味で、日本企業の税務部門は、国際ルールにのっとりた形で、いかに税引後利益とフリーキャッシュフローを最大化できるかが問われることになるでしょう。

宮原 企業経営における税務ガバナンスの重要性はどう変化していくと可部先生

はお考えでしょうか。

可部先生 国際的にビジネスを展開する日本企業にとっては、税務ガバナンス体制の構築が必要不可欠であることは言うまでもありません。具体的には、海外のグループ企業を含めて、どの地域の、どのレベルで会計税務情報を集約し、国際ルールにのっとりた形でどの国に納税することが適切なのか。また、そのためにはどういった人材や資源の配分を行っていく必要があるのか、といったことを経営課題として真正面から検討する必要に迫られています。

宮原 「税金をコストの1つとして捉え、経営戦略として考えることができる体制づくり」、これこそが全社的な税務ガバナンスにおける重要なポイントですね。

可部先生 国内税務においても、研究開発税制や設備投資減税、賃上げ税制などの政策税制への対応、あるいは組織再編の実現方法など、経営戦略と税務は密接に関わってきます。特に国際税務においては、移転価格税制や外国子会社合算税制、さらにはPE課税など、課税所得や税額の算定の前提となる取引自体の税務上の妥当性が問

われることになります。そのため、企業経営における意思決定の際には、税務上の妥当性についても十分な検討が必要です。

ただし、日本企業の場合、かなりの規模の企業でも税務担当は経理部の一部という位置付けで、CFOとの距離もあまり近くないことが多いように感じます。

宮原 まったく同感です。現在、日本企業の税務部門は、税務部であったり税務課であったり、大きな経理部や財務部のなかの一部門であったりと、補足的なサポートチームのような形態が多く、大きな組織を構えている企業はまだ少ないと認識しています。

税務ガバナンス体制に 欠かせない「税務」と「経営」の 連携

可部先生 企業活動自体のグローバル化が進み、国際課税そして税務のDX化が急速に進展していくなかで、税引後のキャッシュフローを最大化するためには、「税務と経営戦略がより一層連携していく」ことが絶対条件になってくると考えています。

宮原 そうすると組織のあり方も変わりますし、税務担当の業務もこれまでとは違うものになりますね。

可部先生 そのとおりですね。税務担当の業務は大きく2つの方向に変化していくだろうと考えています。1つは、従来のように税務調査に受動的に対応するのではなく、事前に税務リスクを特定し、対応策を検討し、社内を指導し、予防的な対応をする方向への変化。もう1つは、従来は国内の親会社単体の税務が中心だったのに対して、今後はグローバルなグループ全体の税務方針を統轄する役割に重点が移っていく変化です。こうした変化によって、税務担当の役割も変わります。従来の経理をベースとした処



Tetsuo Kabe

可部 哲生 先生

元国税庁長官 東京大学大学院客員教授 西村あさひ法律事務所弁護士 KPMG 税理士法人特別顧問
東京大学法学部在学中に司法試験と国家公務員試験に合格し、1985年に財務省(当時の大蔵省)に入省。1988年に Harvard Law School を卒業(LL.M.)後、Sullivan & Cromwell 法律事務所勤務を経験。ニューヨーク州弁護士および米国公認会計士。財務省では、税務、金融分野をはじめとして幅広く政策立案、法令改正、条約交渉等を経験し、総括審議官、理財局長、国税庁長官を歴任。2021年に国税庁長官を最後に財務省を退職し、2022年2月に弁護士登録。



理を行うという役割から、グループ経営全体を管理するという役割に変わっていくでしょう。今まさにそういう大きな転換点にあるのではないかと、私は考えています。先ほど述べたように「国際ルールにのっとった形で、いかに税引後利益とフリーキャッシュフローを最大化できるか」という目的に向け、人員的にも組織的にも税務担当の位置付けはより一層重要になるはずです。

宮原 しかし、私たちが「税引後利益の最大化」についてお話すると、どうしても「節税」という言葉が出てきます。これに関して日本企業の方々は、ある種のアレルギー反応と言うか、「節税イコール脱税」のような、何か良くないことをしている感覚をお持ちのように感じることがあります。こういった「節税」という意識について、可部先生はどのような見解をお持ちでしょうか。

可部先生 企業のCEOやCFO、税務部門の役割は、企業の利益やキャッシュフローを最大化していくことにあると考えています。もちろん適正な納税は責務であり、不適切な方法で税引後利益を最大化しようとすれば、かえって大きなリスクを負うことになっていきますので、法令遵守は大前提です。しかし、たとえばM&Aやサプライチェーンの構築において事前に最適な税務のあり方を検討することで、経営戦略との連携も図ることができますし、経営陣にとって予期せぬ税務リスクや税務コストが生じることを防止することもできます。これは

企業の経営者、税務担当者としての当然の役割と捉えるべきですね。

適切な税務ガバナンス体制を構築することのメリット

宮原 適切なガバナンス体制を構築することによるメリットはどのようなことが具体的に挙げられますか。

可部先生 3つの重要な効果が期待できると思います。1つ目が、税務ガバナンスは、法令遵守とリスク管理の基盤であり、企業の財務やレピュテーションのリスクを最小限に抑制できること。2つ目が、税務の透明性などを通じて投資家やステークホルダーからの信頼が得られ、企業の持続的成長、企業価値の向上につながる。3つ目が、税務リスクや税務コストを事前に考慮することで、M&Aやサプライチェーンの構築などにおいて予期せぬ税務リスクを回避できますので、先ほど挙げたような経営戦略との連携も実現できることです。

宮原 私たちが日本企業のクライアントとお話するなかで感じるのは、これまでの税務対応は「起きたことへの事後的な反応」という性質が強かったということです。そのため、税務調査で予期せぬ指摘を受けたり、事業展開後の売却時に想定外の税負担が発生したりするなど、「驚き」が生じることがありました。このような予期せぬ事態を避けたいというのが企業の本音であり、適切

な税務ガバナンスを整えることで、経営陣が避けたいと考えるリスクをある程度回避できるのではないかと考えています。

その一方で、企業実体としての活動はあるものの、納税地や納税額に疑問が持たれるような事例があります。法律の面から見れば違法性はないものの、全体を見渡すと何となく違和感があるという受け止め方が一般的でしょう。しかし、日本企業の皆さまが今後そうした積極的な節税対策を採っていくとは考えづらいと思っています。むしろ、税務についてバランスの取れたアプローチを取り、企業買収や新規事業開始といった重要な意思決定の段階から税務を考慮することで、事後的なサブライズを減らすことが税務ガバナンス体制構築の最も重要な目的になっていくのではないのでしょうか。

可部先生 重要な目的の1つであることは間違いありません。税務当局も企業の税務に関するコーポレートガバナンスを評価しており、現在は国税局調査部の特別国税調査官(特官)が担当する約500の大企業を対象に実施しています。「経営責任者の関与・指導」、「税務(経理)担当部署等の体制・機能」、「税務に関する内部牽(けん)制の体制」、「税務調査での指摘事項等に係る再発防止策」、「税務に関する情報の周知」の5項目について調査し、結果をA、B、Cの3段階で評価するものです。ちなみに令和5事務年度の評価では7%の企業がC評価でした。評価結果は企業

トップに直接伝えられ、基本的に、評価に応じて次回以降の調査の頻度と深度が変わってきます。よい評価なら頻度は少なく、深度は浅くなり、悪い評価なら頻度は多く、深度は深くなります。個社の評価は非公表ですが、全体の評価は公表されているため、企業は自社の相対的な位置付けを把握できます。このような「リスクベースアプローチ」はすでに東京国税局で特官部門以外にも広げており、今後、他の国税局でも対象は広がっていくでしょう。

宮原 ありがとうございます。その5つの評価基準が、税務当局の考える適切な税務ガバナンス体制だということですね。

可部先生 そう受け止めていただいていると思います。

動きが加速している 国内の税務行政DX化

宮原 ここからはDXの話をさせていただきます。テクノロジーの進歩によって、カバーできる税務領域も広がっています。情報収集は税務ガバナンスの重要な側面の1つですが、デジタル化によってこれまでのように人手に頼る必要は少なくなりました。税務ガバナンス体制の構築も、DXの導入なしには考えられなくなっています。日本より一歩先を歩んでいる欧米企業は、既存の体制をテクノロジーでどう進化させるかという新たなステップに進みつつあります。それだ

けにDXは、日本企業の税務領域にとっても必須の課題ではないでしょうか。

可部先生 私は新型コロナウイルス感染症の流行の真ただ中の2020年に国税庁長官を拝命したのですが、まず取り組んだのが税務行政のDX化でした。当時、約50カ国の国税庁長官が参加するOECD税務長官会合で、新型コロナウイルス感染症の流行が税務行政へ与えた影響について各国にアンケート調査が行われました。そこで驚いたのは、3割ほどの国が「ほとんど影響はない」と回答していたことです。その理由がDXの進展でした。一方、日本の場合、政府システムのなかではe-Taxは最も広く使われているデジタルシステムではありましたが、当時の利用率は個人で6割、法人で9割にとどまっていました。これを受け、国税庁でも有識者会議を立ち上げ、翌年には『税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー』という報告書を取りまとめ、実施可能なものから順次実行に移していきました。その後、2023年にはそのアップデート版となる報告書が公表されています。

宮原 報告書からは大きく、どのようなことが読み取れますか。

可部先生 この報告書には大きく3つのポイントがあります。第1のポイントは、納税者の利便性向上の観点から、「あらゆる

税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指すことです。具体的には、マイナポータルを通じて給与、年金、医療などの情報を自動的に取り込む仕組みの構築や、AIチャットボット「ふたば」の本格導入などを実施しました。現在、このチャットボットは年間600万回以上利用されており、従来の電話による税務相談の相当程度を代替しています。

第2のポイントは、課税徴収事務の効率化・高度化という観点から、AI分析を活用した調査先選定やオンラインによる取引データ、金融データの収集を推進することです。これらを支えるインフラとして、システム面では2026年に国税総合管理システムを全面的に刷新し、KSK2というシステムを導入する予定です。この新システムでは書面処理を廃止し、外部データも直接取り込んで分析できるようになり、原則として、税務署から紙の書類がなくなります。

宮原 ただ、システム導入とそれを活用する人材育成と両輪で進めていかなければ、DXはなかなかうまくは進まないですね。

可部先生 おっしゃるとおりです。そこで、人材面でも、5万6000人の職員を対象に5段階のデータ活用研修を実施しています。最上位のエキスパートレベルでは、AI分析プログラムを作成できる人材を毎年20人ずつ税務大学校で育成し、全国の各国税局の所得税課、法人税課、調査管理



Yuichi Miyahara

宮原 雄一

KPMG 税理士法人 代表

1990年KPMG ピートマーウィック（現KPMG 税理士法人）に入所後、2002年より3年間、KPMG シリコンバレー事務所に駐在し、日系企業に対して米国税務アドバイザリー業務および駐在員に係る米国個人所得税の申告業務等を担当。2014年にパートナーに就任し、2022年1月KPMG 税理士法人代表に就任。クロスボーダー取引に係る国際税務サービス、多国籍企業の人事部に対する税務アドバイザリー業務に豊富な経験を有する。



公正な税務プランニングのために 需要が高まる税務専門家の役割

宮原 最後に、国際課税制度の話に戻したいと思います。現在の日本企業の状況を見ると、国際間で二重課税が発生しているにもかかわらず、プランニングがうまくいっていないために回避できていないケース、つまり本来なら負担する必要のない税金を支払ってしまっているケースが多いように感じます。これは私たちのような税務専門家の努力が足りない部分もあるのかもしれませんが、まず手をつけるべきは、各拠点の情報を収集しながらそういった不要な税負担を整理していくことではないかと思います。

その意味で、税務専門家、特に国際税務を扱う専門家の付加価値は上がってくると思います。これまでは「何でも聞いてください、私たちは専門家なので何でもお答えします」という立場でしたが、これからは税務ガバナンス体制のあるべき姿や、企業の事業ストラクチャーについて、コンサルタントとして、より積極的にアドバイスを提供していく立場になっていかなければならないと考えています。税務行政の立場から見て、可部先生は私たちを含めた国際税務コンサルタントに対して、どのような印象をお持ちでしょうか。

可部先生 BEPS2.0のような新たな国際的な課税制度に一貫して対応できるという点では、実情として国際的なネットワークを持つ事務所に優位性があります。もっと言えば、そのような事務所に限られるのではないかと思います。つまり、今回のBEPS2.0におけるPillar2の合意のような仕組みが適切に実施されるか否かは、国際税務コンサルタントの方々のご理解とご協力にかかっていると言えるでしょう。

それだけに税務当局としては、日本企業に加えて国際税務コンサルタントの方々にも制度を十分に理解していただき、税務当局と国際税務コンサルタントが車の両輪となって、制度の適正公平な執行を図っていくことを期待しているのだと思います。

課といった主務課に配置することとしています。2024年には理工系、デジタル系の採用もスタートしています。

このAI分析による調査先選定はすでに大きな成果を上げ始めています。令和4年度の法人への調査実績では、AI分析によって選定された案件の1件当たり追徴税額は、調査案件全体の平均を4割以上上回りました。調査件数自体は新型コロナウイルス感染症の流行前を大幅に下回っていたにもかかわらず、追徴税額は過去12年で最高水準となっています。さらに令和5事務年度には、税務署が実施する調査の約8割がAI分析によって選定された案件となり、AI分析が全面的に採用されるに至っています。

第3のポイントは、事業者による経済取引や業務自体のデジタル化を促進する観点から、デジタルインボイスを実施していく、あるいは電子帳簿保存制度の利活用を促進することによって、日本の経済社会自体のデジタル化につなげていくことです。このため、すでに欧州やシンガポールで使われているPeppol（ペポル）というデジタルインボイスの標

準仕様を導入しています。

このように税務行政は3つの方向でDX化を進めていくことになりますので、税務当局だけでなく、企業や税理士事務所、会計事務所の職員の方々も、ITやAIで処理できる業務はそれらに任せ、ITやAIでは処理できないような、専門性の高い分野にリソースを割けるように、自らの能力をアップグレードしていくことが求められるのではないかと考えています。

宮原 おそらく税務行政側がこれほどデジタル化を推進していることを、多くの方は十分に理解できていないかもしれません。しかし、企業としても行政の変化に追随していかなければなりませんね。

また、今のお話を伺って、行政と企業との関係性も変化していくのだろうと感じました。これまでは企業から行政にデータを提出し、その提出範囲内での処理の正確性を行政が確認するという一方通行の関係でしたが、今後は企業と行政の間でのデータ共有がより一層進んでいくことになると思います。

KPMG 税理士法人が3年連続で経済産業省の委託事業に対応されている点は、国際的な課税制度を十分に理解されている証明の1つになると思いますし、税務当局としても心強く感じているのではないのでしょうか。

宮原 今後の国際課税制度の進展については、どのようにお考えですか。また、そのなかで、私たちのような国際税務コンサルタントに期待するところがあれば、お聞かせください。

可部先生 トランプ政権は発足初日の1月20日に発出した大統領覚書で「OECD 課税ルール」からの離脱を表明し、BEPS2.0におけるPillar 1 (利益A) の先行きは不透明になりました。また、すでに実施段階に入っているPillar2についても、UTPRによる米国企業への課税に対する報復を示唆しており、今後の米国の対応とそ

れが各国に与える影響については注視していく必要があります。また、BEPS2.0については、包摂的枠組みにおいて約140カ国により合意されましたが、国連ベースでは新たな国際租税協力をめぐる枠組条約の交渉に向けた議論も行われています。このように国際課税制度を巡る議論は不確実性の高い局面に入っており、最新の動向を注意深くフォローしていく必要があります。こうした状況のなか、日本企業の皆さまにとっては、最新動向の把握と併せて、国際的な会計基準も含めてどこまでを内製化し、どこから先をアウトソーシングするべきかという判断が、重要な検討課題になるのではないのでしょうか。たとえば、国際最低課税額制度におけるグループ情報申告書作成などについては、手作業ではなくシステム対応が必要になると考えられます。

宮原 個社でそうしたシステム開発を行

うのは必ずしも効率的とは言えないですね。

可部先生 そうした場合のアウトソース先として、制度理解が進んでいるKPMG 税理士法人のような国際税務コンサルタントの方々と協力していただければ、制度への適正公平な対応はもちろんのこと、理想的な税務ガバナンス体制の構築うまく進むのではないかと考えています。

宮原 ありがとうございます。私たちもこれからは、社会インフラのように国際化や税務ガバナンス構築を支えていく立場になるのではないかと考えています。そこを肝に銘じて精進していきたいと思います。本日はありがとうございました。

可部先生 ありがとうございます。大いにご期待申し上げます。



(右) 東京大学大学院客員教授 可部 哲生先生 (左) KPMG 税理士法人 宮原 雄一

有価証券報告書開示に関する改正

－ 重要な契約等・株式の保有状況の開示 －

あずさ監査法人

会計・開示プラクティス部

和久 友子／パートナー

木名瀬 光行／マネジャー

加藤 巳希／マネジャー

【企】 業内容等の開示に関する内閣府令（以下、「開示府令」という）等の改正により、2025年3月期の有価証券報告書において、投資家の関心も高く、重要な2つの項目の開示の拡充が、2025年3月期以降の有価証券報告書から適用となります。

1つは、「重要な契約等」の開示で、従来「経営上の重要な契約等」とされていた項目ですが、わが国企業の開示が同様の制度を有する諸外国と比較して不十分であることから、投資判断にとって重要（material）な契約等として新たに3つの個別分野の類型を明示して、企業・株主間のガバナンス等に関する合意や財務制限条項（コベナンツ）の開示の拡充を求めるものです。

もう1つは、「株式の保有状況」の開示であり、近年、いわゆる政策保有株式に関する開示の拡充が行われてきていますが、「保有株ウォッシュ」といわれるように、純投資目的に振り替えた株式について、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているものがあるとの指摘に対応するため、新たに保有目的の変更の理由や変更後の保有または売却に関する方針等、純投資目的への変更に関する開示を拡充するものです。

本稿では、本改正の趣旨や背景、具体的な改正内容を解説するとともに、開示における留意点を紹介します。なお、本文中の意見に関する部分は筆者らの私見であることをあらかじめ申し添えます。



和久 友子
Tomoko Waku



木名瀬 光行
Teruyuki Kinase



加藤 巳希
Miki Kato

POINT 1

有価証券報告書における開示の拡充

2025年3月期の有価証券報告書において、投資家の関心も高く、重要な開示である「重要な契約等」の開示と「株式の保有状況」の開示が拡充される。

POINT 2

開示が必要とされる投資判断にとって重要(material)な契約等の明確化

企業・株主間のガバナンス等に関する合意や財務制限条項(コベナンツ)の開示が必要となるため、すでに締結済みの契約や連結子会社の契約も含め、漏れなく情報が収集できているかなど、十分な検討が必要となる。

POINT 3

政策保有目的から純投資目的への変更に関する開示の拡充

投資株式の保有目的を政策保有目的から純投資目的に変更した場合、当事業年度を含む過去5事業年度に遡って、銘柄、株式数、保有目的の変更理由や変更後の保有または売却に関する方針等の開示が必要となる。

POINT 4

「純投資目的」の考え方の明確化

発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえないなど「純投資目的」の定義が明確化されたため、保有区分を見直さなくてよいか検討する必要がある。

I 「重要な契約等」の開示に関する改正

1. 新たな開示要求事項

本改正では、これまで「経営上の重要な契約等」とされてきた開示項目名が「重要な契約等」に変更されるとともに、①企業・株主間のガバナンスに関する合意②企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意③ローン契約と社債に付される財務上の特約、の3類型につい

て、有価証券報告書において重要な契約等として開示すべき内容が明確化されています（図表1参照）。

企業・株主間の合意（①および②）については、資本業務提携契約やアクティビストとの和解契約がある場合や、有価証券報告書の提出会社（子会社）が親会社との間で経営管理契約等を締結している場合などに開示の要否の検討が必要になると考えられます。また、ローン契約と社債に付される財務上の特約（③）については、開示の閾値が設けられている点に留意が

必要です。

2. 一般的な留意点

有価証券報告書において重要な契約等の開示を行ううえでの一般的な留意点は図表2に記載のとおりです。

なお、重要な契約等に記載すべき事項を有価証券報告書の他の箇所に記載して省略することも可能ですが、その場合には重要な契約等に他の箇所において記載している旨を記載する必要があります（開示府令第三号様式記載上の注意（13）で準

図表1 有価証券報告書において重要な契約等として新たに開示が必要となる事項

項目	開示が必要となる場合	開示事項
企業・株主間のガバナンスに関する合意	提出会社（提出会社が持株会社の場合には、その子会社を含む）の株主との間で、以下のガバナンスに影響を及ぼし得る合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く）を締結している場合 - 役員候補者指名権の合意 - 議決権行使内容を拘束する合意 - 事前承諾事項等に関する合意	- 当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名または名称および住所ならびに当該合意の内容を含む） - 当該合意の目的 - 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程 - 当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）
企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意	提出会社の株主（大量保有報告書を提出した株主）との間で、以下の株主保有株式の処分等に関する合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く）を締結している場合 - 保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意 - 保有株式の買増しの禁止に関する合意 - 株式の保有比率の維持の合意 - 契約解消時の保有株式の売渡請求の合意	- 当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名または名称および住所ならびに当該合意の内容を含む） - 当該合意の目的 - 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程
ローン契約と社債に付される財務上の特約	提出会社または連結子会社が、財務上の特約その他当該提出会社（連結子会社の場合は連結会社）の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付されたローン契約の締結または社債の発行を行い、その残高が連結純資産額の10%以上である場合（同種の契約・社債はその債務の期末残高を合算）	(i) ローン契約 - 財務上の特約の内容 - ローン契約の締結をした年月日 - ローン契約に係る債務の期末残高および弁済期限ならびに当該債務に付された担保の内容 - ローン契約の相手方の属性 - 連結子会社がローン契約の締結をしている場合には、当該連結子会社の名称、住所および代表者の氏名 (ii) 社債 - 財務上の特約の内容 - 社債の発行をした年月日 - 社債の期末残高に係る債務の期末残高および償還期限ならびに社債に付された担保の内容 - 連結子会社が社債の発行をしている場合には、当該連結子会社の名称、住所および代表者の氏名

出所：開示府令第三号様式記載上の注意（13）で準用される同第二号様式記載上の注意（33）f～hを基にKPMGジャパン作成

用される同第二号様式記載上の注意（33f～h）。

3. 企業・株主間の合意

有価証券報告書において企業・株主間の合意（①ガバナンスに関する合意、②株主保有株式の処分・買増し等に関する合意）に関する開示が必要となるケースとしては、資本業務提携契約やアクティビストとの和解契約等がある場合や、親会社との間で経営管理契約等を締結している場合などが想定されます¹。

なお、企業・株主間の合意について、重要性の乏しい合意は有価証券報告書における開示の対象外とされています。重要性が乏しいかどうかの判断にあたっては、当該契約における合意が、提出会社等のガバナンスもしくは支配権または市場等と与える影響の程度や当該契約が通常の事業過程において締結されたものであるか否か等を考慮して判断します（開示ガイドライン5-17-6）。

4. ローンと社債に付される財務上の特約

（a）財務上の特約とは

「財務上の特約」は、提出会社の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該提出会社が期限の利益を喪失する旨の特約と定義されています（開示府令第19条2項12号の4柱書）。

純資産額維持や利益維持等、財務指標の維持を目的とし、その抵触時の効果が期限の利益を喪失するものについては「財務上の特約」に該当する一方、財務指標の維持を目的とするものではない、配当制限や担保提供制限といった財務制限条項やレポーティング・コベナンツそれ自体については、「財務上の特約」に該当しない点に留意が必要です²。

なお、「財務上の特約」に該当しないような特約であっても、基準となる指標や抵触の際の効果、特約に定める事由が発生する蓋然性等を踏まえ、財政状態等に重要な影響を及ぼす可能性がある特約に該当する場合は、有価証券報告書における開示が必要となります³。

（b）開示の閾値を上回るかどうかの判定

前述のとおり、有価証券報告書の提出会社または提出会社の連結子会社が財務上の特約等の付されたローン契約の締結または社債の発行をしており、その期末残高が連結純資産額の10%以上である場合、有価証券報告書における開示が必要となります。

ここで、連結純資産額の10%以上であるかどうかを判定するにあたっては、「同種の特約」が付されているローン契約または社債の期末残高を合算して判定することになりますが、ローン契約と社債の残高を合計して開示の有無を判断する必要はなく、ローン契約ごとまたは社債ごとに合算して開示の有無を判定することになります⁴。

また、「同種の特約」については、基準となる財務指標およびその値が同一であるものをいい、貸し手の異同を問わないとされていますが、基準となる財務指標またはその値が異なる場合であっても、その差異の内容および程度に照らして実質的に同種と認められるものについては、これを「同種の特約」として取り扱うことに留意が必要です（開示ガイドライン5-17-7）。

たとえば、財務上の特約の抵触事由の基準となる財務指標やその値が完全に一致はしていなくても、その差が僅少である場合は、実質的に同種と認められるケースに該当すると考えられます。また、ある財務指標が一定の値を維持できなかった場合に、提出会社のキャッシュ・フローにどの程度の影響が生じ得るのかについて投資家に適切な情報提供を行うといった観点から、複数のローン契約や社債を合算して開示を行うことが、投資者の投資判断にとって有用と考えられるものについては、合算のうえ、柔軟に開示を行うことが望ましいとされています⁵。

なお、財務上の特約すべてが一致していなくとも、特定の財務指標に係る特約が一致している場合には、「同種の特約」としてこれを合算する必要がありますの

図表2 重要な契約等の開示を行う上での全般的な留意点

項目	留意点
どのような合意が開示対象になるか	- 法的拘束力を有する合意が開示対象（契約書等の書面の作成は必須の要件ではない） - 企業と株主との間で締結された契約の内容等について、株主が完全親会社である場合は開示不要
どの程度の内容まで開示すべきか	契約・合意の内容や取締役会における検討状況、財務上の特約の内容等の開示事項については、投資者の投資判断や投資家との建設的な対話に資する具体的な内容を開示することが期待される
当事者間の合意による契約上の守秘義務（秘密保持義務）がある場合	法令上の開示の要請は、当事者間の合意による契約上の守秘義務（秘密保持義務）に優先することから、当該契約が法令上の開示対象に該当する場合には、契約上の守秘義務の有無にかかわらず、これを開示する必要がある

出所：「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年12月22日）（以下「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方（2023年12月22日）」という）No.6-8、18-22を基にKPMGジャパン作成

で、この点についても併せて留意が必要です⁶。

(c) 留意が必要なケース

(i) 連結子会社が上場している場合

提出会社の連結子会社が締結した財務上の特約であっても、当該特約に定める条件に抵触した場合には、提出会社の財政状態等に影響が生じることから、当該提出会社に対する投資判断にとって重要な情報と考えられます。したがって、たとえば、連結子会社において開示がされていたとしても、当該連結子会社が締結した財務上の特約による影響が重要なものである場合には、提出会社においても開示が必要になると考えられます⁷。

(ii) 特定融資枠契約

特定融資枠契約（いわゆるコミットメントライン契約）は、財務上の特約が付されたローン契約には含まれません（開示ガイドライン5-17-2）。ただし、特定融資枠を利用したローン契約に財務上の特約が付されており、当該契約の期末残高が前述の開示基準を上回る場合には、その抵触が他の債権者のキャッシュ・フローに重要な影響を与えられことから、開示が必要となります⁸。

(iii) ノンリコースローン

ノンリコースローンのように、特定の資産の全部または一部および当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、当該資産以外の資産および当該収益以外の収益に遡及しない旨の合意があるローン契約については、有価証券報告書への記載について、ローン契約に係る債務の元本の額に代えて、当該資産および収益の評価額等に照らして想定される損失の額により判断ができるとされています。このため、その元本額が開示の閾値を上回る場合であっても、当該資産および収益の評価額等に照らして想定される損失の額が当該基準を下回ることが明らかである場合には、開示は不要となります（開示ガイドラ

イン5-17-3）。

なお、SPCを利用したノンリコースローンの場合には、SPCへの出資額が「想定される損失額」であると考えられます⁹。

(d) 個別の開示事項に関する補足

要件に該当した場合に開示が必要となる事項は、前述の図表1に記載したとおりですが、このうち、「財務上の特約」については、抵触事由の基準となる財務指標の内容やその値、財務上の特約に抵触した際の効果等を記載すること、「担保の内容」については、財務諸表における担保付資産の注記等を参考に具体的な記載を行うことがそれぞれ考えられます¹⁰。また、「ローン契約の相手方の属性」については、「個人」や「事業会社」のほか、金融機関については、金融庁のホームページに掲載されている免許の区分¹¹に応じ、都市銀行、地方銀行、協同組織金融機関等といった記載を行うことが考えられますが、提出会社の判断において、個社名を開示することは妨げられません¹²。

5. 適用時期

本改正の施行日は2024年4月1日であり、2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から開示上の対応が必要となります。ただし、施行日より前に締結された重要な契約については、守秘義務等の観点から見直しの必要があるものも含まれ得ることを踏まえ、2025年4月1日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書までは、記載省略の旨を記載することによって、その記載の省略が可能とされています¹³。なお、当該経過措置の対象に社債は含まれません¹⁴。

施行日より前に締結された重要な契約については、たとえば3月決算の会社であれば、2025年3月期の有価証券報告書では記載の省略が可能となりますが、2026年3月期の有価証券報告書からは、当該契約も含めて記載を行うことが必要となります。

II

「株式の保有状況」の開示に関する改正

1. 背景および経緯

有価証券報告書の「株式の保有状況」の開示は、2010年3月に改正された開示府令により導入されています。その後、2019年1月には政策保有株式の保有の合理性を検証する方法等の開示、個別開示の対象となる銘柄数を60銘柄に拡大する等の改正が行われ、2023年3月の改正では、保有目的が営業上の取引や業務上の提携などの場合には概要を記載する等、政策保有株式に関連する開示の充実が継続的に求められてきました（図表3参照）。

また、2015年6月に適用された「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」においても、【原則1-4】として、政策保有に関する方針を開示すべき等と記載され、2018年6月には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方を示すべき等の改正に加えて【補充原則】が追加される等、政策保有株式の開示に対する対応が求められてきました。

政策保有株式については、従来から安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさせているのではないかと指摘や、保有に伴う効果が十分検証されず資本効率が低いとの指摘があり、各社において縮減に向けた取組みが進められています。

しかし、開示については、金融庁による令和5年度の有価証券報告書レビューにおいて純投資目的に保有目的を変更した株式について実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているケースが見受けられるなど課題が識別されています。

加えて、2024年6月に公表された「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」においても、純投資目的への変更についてはその理由

の開示が求められていないことから実態が不透明になっているなどと指摘がなされ、制度改革等の今後の方向性が提言されました。さらに、2024年8月に金融庁から公表された「2024事務年度金融行政方針」において、「政策保有株式の開示の適切性について有価証券報告書レビュー等で検証を行うとともに、政策保有株式に係る開示事項の追加等を検討する」との方針が示されました。

こうした経緯から、今般、有価証券報告書における「株式の保有状況」の開示に関して、改正が行われています。

2. 開示内容の改正

本改正により、当事業年度を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式（当事業年度末において保有しているものに限る）

について、以下の開示を求めることとされています（開示府令第2号様式(58)f）。

- 銘柄
- 株式数
- 貸借対照表計上額
- 保有目的の変更年度
- 保有目的の変更の理由および変更後の保有または売却に関する方針

改正前の開示対象は当事業年度分のみでしたが、本改正により対象年度は5事業年度に拡大し、変更年度、変更理由および変更後の保有または売却に関する方針に関する開示が追加されました。

また、純投資目的に保有目的を変更した後の保有または売却に関する方針については、以下を具体的に記載することが考えられるとされています¹⁵。

- 売却方針である株式については、売却予定時期を明示すること。
- 売却予定時期の記載が困難な場合、売却を実現する際の考慮要素など、売却の時期に関する会社の考え方を具体的に記載すること。
- たとえば、「発行企業のガバナンスや業績・株主還元姿勢の変化、株価の推移等を参照」するような場合には、これらの要素がどのような状況になれば売却または保有に関する方針がどのように変化するのかを記載すること。

3. 「純投資目的」の定義の明確化

企業内容等の開示に関する留意事項について（以下、「開示ガイドライン」という）も開示府令に合わせて改正され、「純投資目的」の考え方が明記されました（開示ガイドライン5-19-3-2）。「純投資目的」の

図表3 株式の保有状況の開示

株式の保有状況		■2019年開示拡充	■2023年開示拡充	■2025年開示拡充
① 投資株式の区分の基準や考え方				
② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式				
③ 保有目的が純投資目的である投資株式				
④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの				
⑤ 当期を含む最近5事業年度以内に投資株式の保有目的を純投資目的以外から純投資目的に変更したもの				

出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式（記載上の注意）(58)株式の保有状況を基にKPMGジャパン作成

考え方は、2019年1月の改正時に金融庁の考え方が示されていましたが、当該考え方を踏まえて、「純投資目的」とは、もっぱら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることと定義されています。また、具体例として、以下の考え方が明記されました。

- 当該株式の発行者等が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要することなどにより、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえないことに留意する。

ここで、「当該株式の売却に関して発行者の応諾を要する」とは、提出会社と発行者との間の契約、取決め、慣行等により、提出会社の意思による発行者株式の売却が妨げられている事情があることをいい、必ずしも法的に売却が禁止されることまでは要しないと考えられています¹⁶。

また、「売却を妨げる事情」については、以下の考え方が示されています。

- 「売却を妨げる事情」は「発行者との関係において」存在するものであることが重要である。たとえば、新規公開株式に付されたロックアップによる譲渡制限は、株式の需給関係の安定のために証券会社等と一定の大株主との間で締結されるもの、非上場株式に付される譲渡制限は、定款上、当該株式の性質として一般的に定められるものであり、「発行者との関係において」売却を妨げる事情があるとはいえない¹⁷。
- 「発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情」があるかどうかは、第一義的には、個別事例ごとに提出会社自身が判断する必要があるものと考えられる。形式的に相互保有関係に至ったとしても、「売却を妨げる事情」がないと判断された場合には、純投資

目的に区分することを否定するものではない¹⁸。

- 提出会社において本改正により明確化した純投資目的の考え方等を踏まえ、株式の保有目的を検討した結果、提出会社が保有する発行者の株式と、当該発行者が有する提出会社の株式の保有目的の区分が異なることとなる場合であっても、そのこと自体は否定されるものではない¹⁸。

一方、もっぱら配当収入を得ることを目的とする株式についても、発行者との関係において売却を妨げる事情が認められない限り、純投資目的に区分することが可能であると考えることが示されています¹⁹。

当事業年度末において「純投資目的」の株式を保有している場合には、上記の考え方を参考に、今一度「純投資目的」の定義に照らして、保有区分の見直しが必要か否かを検討する必要があります。たとえば、以下のようなケースは、金融庁による令和5年度の有価証券報告書レビューにおいて実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態であると指摘を受けていますので、こうした状況に該当しないかの確認が必要になります。

- 売却可能時期等について発行者と合意していない状態で純投資目的の株式に変更を行っている。
- 政策保有株式削減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間（1年以上）売却に取り組む予定はない。

4. 従来の課題への対応

「株式の保有状況」に関する開示は、令和5年度の有価証券報告書レビューにおいて課題が識別されており、本改正により新たに求められる開示事項への対応に加え、当該課題についても対応する必要が

あると考えられます。

たとえば、銘柄ごとの保有目的について「業務上における取引関係の維持・強化」といった抽象的な記載は適切ではないと指摘されています。金融庁が2021年3月22日に公表した「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」では、政策保有株式全体の保有方針について「経営戦略を勘案し保有効果を検討している」という記載では不十分であり、保有先企業のノウハウ・ライセンスの利用等、経営戦略上、どのように活用するかについて具体的に記載することが求められています。また、銘柄ごとの保有目的についても、保有方針に沿って、経営戦略上、どのように活用するかを関連する事業や取引と関連付けて具体的に説明することが求められています。

他方、政策保有株式の保有方針が、たとえば、主としてスタートアップ企業との協業を通じたシナジー効果の発揮にある場合に、当該株式を継続的に保有することは株式を保有する会社の企業価値向上に加えて、スタートアップ企業の育成にも寄与し得るという点で意義があるとの考え方もあります。そのような場合においても、スタートアップ企業の株式を保有することの合理性を投資家が判断できるよう、全体的な保有方針を記載するとともに、銘柄ごとの開示において、個別の協業の内容等について具体的に記載することが考えられます。非上場株式を含む政策保有株式のうちスタートアップ銘柄の数や、見込まれるシナジー効果を記載することが期待されている点にも留意が必要です。

また、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」や「記述情報の開示の好事例集2024（第4弾）」では、政策保有株式の開示に関する投資家・アナリスト・有識者が期待するポイントとして、以下の点が挙げられており、開示にあたってはこれらも参考に、政策保有株式の保有に関して投資家との適切なコミュニケーションが図れるような開示が求められている点にも留意が必要です。

- 「保有の合理性検証・交渉・削減スケジュール」を図表で示している事例があり、削減をコミットしていることが読み取れ、有用性が高い。
- 政策保有株式が縮減傾向にあるのか、減らしていく方針を持っているのかに着目している。
- 政策保有株式の売却により得た資金の使途を具体的に示すことが有用。
- 保有目的が純投資目的である投資株式においては、独自の区分けによる解像度を高めた記載をすることで、経営のスタンスを表明できるため有用。
- 政策保有株主から株式の売却等の意向が示された場合に売却を妨げない旨については、コーポレートガバナンス報告書だけでなく、有価証券報告書にも記載すべき。
- 今後、開示が期待される事項として、①議決権行使の個別結果についての開示、②取引先持株会の目的や性質等について開示すること、が考えられる。

5.適用時期

本改正は、2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、2025年3月期の有価証券報告書から改正後の規定に基づく開示が必要となります。

III おわりに

以上、2025年3月期の有価証券報告書において対応が必要な「重要な契約等」の開示と「株式の保有状況」の開示に関する改正について解説しました。

「重要な契約等」の開示については、すでに締結済みの契約や連結子会社の契約も含め、本改正に基づいて投資家の投資判断にとって重要（material）な契約等として開示が必要となるのかどうか、また、開示対象となる契約等がある場合には、開示すべき事項について、漏れなく情報が収

集できているか等、十分な検討を行う必要があると考えられます。

「株式の保有状況」の開示は、会社と投資家との対話に資する開示の観点から開示が追加されたものであり、今般の改正により、投資家は、当該株式が売却されるのか継続保有されるのかといった方針に加え、その方針と実際の売却状況や保有状況が整合しているのかを確認できるような開示になると考えられます。各社においては今一度、政策保有株式の保有の合理性について、コーポレートガバナンス・コードに照らした検証が行われるとともに、投資家との対話に資する開示がなされているか確認する必要があると考えます。

- 1 山田和彦.「重要な契約」の開示に関する実務上の留意点. 商事法務. 2024, No.2361, p.21
- 2 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2023年12月22日)No.72
- 3 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2023年12月22日)No.64, 65
- 4 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2023年12月22日)No.127
- 5 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2023年12月22日)No.124
- 6 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2023年12月22日)No.125, 126
- 7 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2023年12月22日)No.70
- 8 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2023年12月22日)No.82
- 9 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2023年12月22日)No.83, 84
- 10 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2023年12月22日)No.96
- 11 <https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>

- 12 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2023年12月22日)No.94, 95
- 13 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2023年12月22日)No.132-134
- 14 企業内容等の開示に関する内閣府令(令和5年12月22日内閣府令第81号)附則第3条第4項
- 15 「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(2025年1月31日)(以下「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2025年1月31日)」という)No.13-15
- 16 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2025年1月31日)No.46
- 17 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2025年1月31日)No.42,43
- 18 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2025年1月31日)No.44
- 19 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(2025年1月31日)No.51

関連コンテンツ

会計・開示コンテンツ

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
会計・開示プラクティス部

和久 友子/パートナー

✉ tomoko.waku@jp.kpmg.com

木名瀬 光行/マネジャー

✉ teruyuki.kinase@jp.kpmg.com

加藤 巳希/マネジャー

✉ miki.kato@jp.kpmg.com

戦略および意思決定への 「インパクト」視点の適用

あずさ監査法人
サステナブルバリュー統轄事業部
アドバイザー事業部
清王 まつり/シニアマネジャー

企業は事業活動を通じて「企業価値の向上」と「インパクト創出」の両方を追求していくことが求められます。そのためには、インパクトを軸に戦略とサステナビリティを統合する必要があります。しかしながら、現実には多くの企業で両者は泣き別れており、インパクトを活用できていないのが実態です。

今までも多くの企業がインパクトの可視化に挑戦してきましたが、その手法が普及してこなかったのは、インパクト・ウォッシュとまでは行かずとも、インパクトの可視化それ自体が抱える多くの課題に対して十分かつ明確な解を示すことが困難であるということも一因となっていると考えられます。インパクトの可視化とその開示ありきで考えるのではなく、戦略および意思決定プロセスにインパクト視点を適用することで、戦略とサステナビリティの一体化を実現し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上とインパクトを創出し続けるサステナブルな経営を実践することが重要です。本稿では、その方法として、インパクト指標の活用について解説します。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



清王 まつり
Matsuri Seio

POINT 1

企業の多くは、戦略とサステナビリティを統合できていない

企業は事業活動を通じて「企業価値の向上」と「インパクト創出」の両方を追求していくことが求められるが、戦略とサステナビリティが泣き別れているため、統合して考えられていない。この解決策の1つが「インパクト」の活用である。

POINT 2

「インパクト」を可視化し評価した結果の開示が広がっているが課題は多い

インパクトを可視化・評価する手法は、現時点においては“発展途上”というのが実態である。また、インパクト評価の結果を開示する際には「インパクト・ウォッシュ」とみなされるリスクもある。

POINT 3

企業の戦略および意思決定プロセスへ「インパクト」視点を適用する

インパクト可視化の結果を開示することありきで考えるのではなく、戦略と結びつけてインパクト指標を設定し、その進捗をモニタリングすることで、企業が環境や社会に対して「インパクトを創出」し、同時に「企業価値を向上」させていく道筋が明確になる。

I サステナブルな経営に関する 日本企業の現在地

企業は事業活動を通じて環境・社会にインパクトを与える一方で、リスク・機会にも対応することが求められています。これらのインパクト、リスク・機会に対応し「企業価値の向上」と「インパクト創出」の両方を追求していくことが求められます。そのため企業は、中長期の戦略を検討するにあたりインパクト、リスク・機会の重要性を評価し、サステナビリティ課題を経営の重要課題として認識することが不可欠です。

多くの企業は、長期ビジョンの実現に向けて中長期の時間軸で全社的に取り組むべき課題を、経営の重要課題と位置付けています。長期ビジョンの策定と合わせて経営の重要課題を特定し、これを基にバックキャストで中期経営計画を策定することで、自社の中長期的な成長の道筋を明示しています。長期ビジョンおよび経営の重要課題は主に経営企画部門が事務局となり経営メンバー主体で検討します。

一方で、多くの企業は経営の重要課題とは別に、サステナビリティ部門が主体となってサステナビリティに関する重要課題（いわゆる「マテリアリティ」）を特定しています。よくあるケースとして、マテリアリティを後付けで戦略に組み込もうとし、結果的にその一部しか戦略に反映できないことがあります。これらのケースでは、実態として戦略とサステナビリティが泣き別れるという事象が多く見受けられます。

また、近年世界的にサステナビリティ情報の開示基準が整備されつつあり、わが国においてもISSBのIFRS S1・S2基準をベースにしたサステナビリティ開示基準が公表されました。今後、企業は基準に準拠し、投資家の比較可能性を担保した形でマテリアリティを特定・開示することになりますが、前述した戦略とサステナビリティが泣き別れた状態が継続するようでは、投資家からもサステナブルな経営の取

組みについて十分に評価が得られない可能性があります。

このような課題認識のもと、戦略とサステナビリティを統合するための1つの方策として、「インパクト」を活用していくことを本稿では説明します。

II インパクト可視化の課題

1. インパクトとは何か

インパクト（社会的インパクト）とは、「短期・長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的・環境的なアウトカム」を指します。企業が事業活動を行えば、必ず社会・環境・経済に対して、ポジティブとネガティブ両方のインパクトを与えます。たとえば、製品を製造すればCO₂を排出することになり、社会インフラを改善するようなサービスを提供すれば、人々の生活環境の改善に寄与します。これらのインパクトは、今までも企業において一定程度認識されてはいたものの、企業価値と同等に語られることはありませんでした。従来はあくまでも、社会貢献の一環や副次的な産物という位置付けであったと考えられます。しかしながら、昨今はサステナビリティへの関心の高まりを受け、企業や投資家は、インパクトの重要性を再認識し、そのインパクトをどのように可視化すべきか、という点に関心を向けるようになりました。そのため、インパクトの可視化に挑戦する企業が徐々に増えてきています。

2. インパクトの可視化に伴う「インパクト・ウォッシュ」リスク

インパクトを可視化する手法は、現時点においては標準化されておらず「発展途上」というのが実態です。インパクト評価の大きな方向性としては「定性評価」「非貨幣的定量評価」「金額換算」の3種類あり、さまざまなイニシアチブにおいて研究・

開発が進められています。たとえばインパクトの「金額換算」のイニシアチブの代表的なものとして、『International Foundation for Valuing Impacts (IFVI)』があります。ハーバードビジネススクールのインパクト加重会計プロジェクトからスピノフし設立され、民間企業と4大監査法人が参画したValue Balancing Alliance (VBA)とのパートナーシップも結ばれています。なお、KPMGは、2015年に会計分野における長年の経験を基に、従来の財務報告では説明しきれなかったアウトカムやインパクトについて評価する「True Valueメソドロジー」²を開発しています。True Valueメソドロジーにおいて、「企業の真の価値」とは、財務的価値のみで評価するものではなく、企業が経済・社会・環境に対して与えるポジティブ・ネガティブ双方の影響を考慮した非財務的価値もあわせて評価すべきという考え方に基づいて、インパクトを「金額換算」して評価するものです。

このように統一された評価手法が確立していない状況下において、企業側も試行錯誤しながらインパクト評価に取り組んでいます。また、インパクト評価を行う目的もさまざまです。「自社が創出するインパクトを可視化しステークホルダーに訴求したい」「優秀な人材の採用・定着につなげたい」「経済的価値への貢献度が不明瞭なCSR的な支出の正当性を検証したい」等が挙げられ、多くのケースではインパクトを評価した後に、その結果を開示しています。

可視化したインパクトを開示する際には「インパクト・ウォッシュ」とみなされるリスクがあることを認識する必要があります。たとえば、インパクトは評価のパウンダリーの捉え方次第で、その評価方法や結果は大きく変わってくる可能性があります。また、開示するインパクトがポジティブ・インパクトだけでなくネガティブ・インパクトも網羅的にとらえられているのか、といった課題点もあります。可視化したインパクトの開示が今まで普及してこなかったのは、インパクト・ウォッシュとまでは行かな

いものの、これら課題点に対して十分かつ明確な解を示すことが困難であるということも一因となっていると考えられます。

III 企業の戦略においてもインパクトの視点が必要となっている

インパクトの可視化とは別に、一部上場企業においてインパクト投資を活用する機運が高まっています。インパクト投資は、財務的リターンとインパクトの創出の両立を目指す投資手法であり、2022年に、金融庁が「インパクト投資等に関する検討会」を開始し、「インパクト投資に関する基本的指針」を策定しました。また、2023年11月に官民連携の「インパクトコンソーシアム」が設立されました。そのうち「市場調査・形成分科会」では、特に上場市場に着目し、上場市場におけるインパクト投資の要点を発信していくことを目指しています。また、厚生労働省は2025年1月、4月からの年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の次期中期計画案の骨子に「市場平均収益率を確保しながら、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、投資先企業の事業内容がもたらす社会的・環境的效果(インパクト)を考

慮して投資を行うことについて検討し、必要な取組みを実施」と明記し、社会課題の解決と収益性の両立を図る「インパクト投資」の実施を盛り込みました。

企業はサステナブルな経営を実現するために、投資をはじめさまざまな局面において意思決定を行う必要があります。インパクト投資の考え方を応用し、企業の戦略および意思決定に「インパクト」視点を適用することによって、戦略とサステナビリティの統合を実現することができます。

IV 戦略および意思決定へのインパクト視点の適用

企業の戦略および意思決定に「インパクト」視点を適用することによって、企業は「企業価値の向上」と「インパクトの創出」を両立することが可能となります。企業の戦略および意思決定に「インパクト」視点を適用するためには以下のプロセスを経る必要があります。(図表1参照)

1. インパクトの定義

まず、自社にとってのインパクトを定義する必要があります。インパクトは、重要課題・マテリアリティに対応することに

よって自社の活動が環境や社会に及ぼす影響であることを踏まえると、インパクトの定義は自社のマテリアリティを出発点とすべきと考えます。サステナビリティに関する重要課題(いわゆる「マテリアリティ」)をダブルマテリアリティ評価で特定している場合、インパクトマテリアリティの観点から、どのインパクトを自社の重要なインパクトとするのかを絞り込んでおり、それを活用できます。たとえば、インパクトを「気候変動への対応を行うことによる健康や社会環境の改善」と定義します。

2. インパクトと紐付く戦略の特定

インパクトが定義できたら、インパクトパスウェイ(ロジックモデル)を作成していきます。インパクトパスウェイの作成は、企業の戦略がどのようにインパクト創出しているのか、因果関係を明らかにすることを目的としています。戦略がどのようなインパクトを創出しているのが明らかになれば、戦略を通じてインパクトそのものを経営として管理することが可能となります。たとえば、「従来製品よりGHG排出量が少ない製品の売上を伸ばす」という戦略が、気候変動への対応を行うことによる健康や社会環境の改善するというインパクトに直結すると特定します。

図表1 戦略および意思決定へのインパクト視点の適用プロセス

Step1	Step2	Step3	Step4
インパクトの定義	インパクトと紐付く戦略の特定	インパクト指標の設定	インパクト指標のモニタリング
自社のマテリアリティを出発点として、自社にとってのインパクトを定義する	インパクトパスウェイ(ロジックモデル)を作成し、企業の戦略がどのようにインパクトを創出しているのか、因果関係を明らかにする	戦略と紐付くインパクトを経営として管理する、という目的を踏まえ、インパクト指標を設定する	インパクト指標の進捗を、他の戦略上の指標と合わせてモニタリングする
(例) インパクトを「気候変動への対応を行うことによる健康や社会環境の改善」と定義	(例) 「従来製品よりGHG排出量が少ない製品の売上を伸ばす」という戦略がインパクトに直結すると特定	(例) インパクト指標を「GHG排出削減貢献量」、業績評価指標として、「削減貢献の高い製品の売上を伸ばす」と設定	(例) インパクト指標を「GHG排出削減貢献量」、業績評価指標として、「削減貢献の高い製品の売上を伸ばす」をモニタリング

出所:KPMG作成

3. インパクト指標の設定

次に、戦略と紐づくインパクトを経営として管理する、という目的を踏まえ、インパクト指標を設定します。インパクト指標は、文字どおり定義したインパクトの進捗を評価するための指標です。インパクト指標の設定にあたっては、その指標の目標を達成することが、戦略上の計画を達成できる、というレベルであるのが望ましいと考えます。たとえば、GHG排出量が少ない製品の売上を〇%拡大していくという戦略は、環境に対する正のインパクトを創出していくことにもつながります。このケースにおけるインパクト指標としては当該製品のGHG排出削減貢献量、業績評価指標は削減貢献の高い製品の売上伸び率などが考えられます。目標とするGHG排出削減貢献量を達成することが売上目標の達成にもつながります。

4. インパクト指標のモニタリング

最後に、インパクト指標の進捗を、他の戦略上の指標と合わせてモニタリングしていきます。進捗状況に応じて、活動の改善へとつなげていきます。

上記のプロセスを経ることで、企業の意思決定過程でインパクトの視点を取り込み、戦略とサステナビリティの統合を可能とします。また、この活用方法は対外開示を目的とせず、管理会計のように内部利用を想定しており、インパクトを網羅的に評価していないからといって「インパクト・ウォッシュ」となる懸念もありません。

インパクトを可視化した結果を開示することありきで考えるのではなく、戦略と紐付けてインパクト指標を設定し、その進捗をモニタリングすることで、企業が環境や社会に対して「インパクトを創出」し、同時に「企業価値を向上」させていく道筋が明確になります。

¹ 短期・長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的・環境的なアウトカム

内閣府「社会的インパクト評価の推進に向けてー社会的課題解決に向けた社会的インパクト評価の基本的概念と今後の対応策についてー」(平成28年3月)

<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/social-impact-hyouka-houkoku.pdf>

² True Valueメソッドロジー

社会的インパクト定量化支援(True Valueメソッドロジー)

<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/advisory/risk-consulting/sustainability-services/true-value-impact.html>

関連情報

サステナブルバリューサービス～SX支援サービス～

<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/advisory/sustainability-transformation.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
サステナブルバリュー統轄事業部
アドバイザー事業部
清王 まつり/シニアマネジャー
✉ matsuri.seio@jp.kpmg.com

CSRD開示25%削減：EU オムニバス法案のポイント

あずさ監査法人

金融統轄事業部 兼 サステナブルバリュー統轄事業部

加藤 俊治／テクニカル・ディレクター

2 2025年2月26日にEC（欧州委員会）は、いわゆるオムニバス法案の第1弾（First Omnibus Package on sustainability）を公表しました。

本稿では、その関連法案のうちサステナビリティ報告義務（CSRD、CSDDD、EUタクソノミーの開示）の25%削減に関連する部分をその道程とともに解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



加藤 俊治
Shunji Kato

POINT 1

サステナビリティ報告義務25%削減に関するオムニバス法案

2025年2月26日に、サステナビリティ報告義務25%削減に関するオムニバス法案の第1弾が公表された。本稿では、第1弾のうちCSRD、CSDDD、EUタクソノミーに関連する法案の主な概要を説明する。

POINT 2

3つの関連する法案

関連する法案は、「CSRDおよびCSDDDの延期だけを含む法案」（本稿では「延期法案」と仮称）、「25%削減のための関連法案の改正を含む法案」（本稿では「コンテンツ法案」と仮称）、「EUタクソノミーのレベル2を改正する法案」（本稿では「タクソノミーレベル2法案」と仮称）の3本が該当。

POINT 3

今後の留意点

延期法案は成立・発効済。コンテンツ法案は審議が長期化すると予想する向きが多い。2027年1月までにコンテンツ法案が成立しない場合には、現行のCSRD/ESRSに基づく開示を行わざるを得ない可能性がある。新ESRSとVSMEの関係に留意を要する。

Road to Omnibus:オムニバス法案に至る道程

1. 欧州の選択 (“EUROPE’S CHOICE”)

オムニバス法案に関して世間が喧しくなってきたのは昨年末くらいからです。この法案は急に出てきた話のように思われている方が多いですが、実際は昨年の夏からつながっているお話になります。

2024年7月16日に欧州議会選挙後最初の本会議が開催されました。選挙では右派といわれるグループが議席を伸ばしました。その2日後の7月18日にフォン・デア・ライエン委員長の再任が決定したといわれていますが、その際に公表した文書が「欧州の選択」です。これは2029年までの5年間の任期を見据えた政策文書です。

そのなかで、Clean Industrial Dealを掲げ、第1次フォン・デア・ライエン体制の目玉政策であったEuropea Green Deal 達成のためにEUの競争力強化が必要であると謳っています。この政策文書のなかで前ECB総裁のドラギ氏の手によるいわゆるドラギレポートの公表を予告し、それをもとに競争力確保の“Clean Industrial Deal”を策定すると思意表明していました。

2. ドラギレポート

2024年9月に「欧州の選択」で予告されていたドラギレポート（The future of European competitiveness）が公表されました。このレポートは、EUの競争力戦略全体に関する分析を行ったPart A とセクター別の産業政策等に関するPart B から構成されています。Part A の末尾で競争力回復のための手段の1つであるSimplification（簡素化）の政策としてreporting obligations（報告義務）の25%削減、SMEs（中小企業）については50%削減を提案しています。

ドラギレポートは絶対的な指針ではあ

りませんが、この後のEUの競争力回復政策の根幹となります。

3. ブダペスト宣言

EUは11月8日まで行われた非公式の欧州理事会において、ブダペスト宣言（Budapest Declaration on the New European Competitiveness Deal）を公表しています。そのなかの4番目の項目として報告義務の削減を要求しています。同宣言では、“simplification revolution”を掲げ、“clear, simple and smart regulatory framework”、“reducing administrative, regulatory and reporting burdens, in particular for SMEs”を求めています。報告義務に関しては、ECに対して最低25%削減に関する法案を2025年上半期に策定することを求めています。

4. ブダペスト宣言後の記者会見

“ブダペスト宣言”後の記者会見に登壇したのは3名でした。壇上は、ハンガリーのオルバン首相、ミシェルEU大統領、フォン・デア・ライエンEC委員長です。委員長は記者の質問に答える形で、“triangle of the EU Taxonomy Regulation, the CSRD and the CSDDD・・・the content of the laws is good – we want to maintain it and we will maintain it - but the way we get there, the questions we are asking, the data points we are collecting, is too much – often redundant, often overlapping – so our task is to reduce this bureaucratic burden without changing the correct content of the laws”。（抄訳：EUタクソノミー、CSRD、CSDDDの内容については満足しており、維持していきたい。しかし、開示項目（data points）は多すぎるし、重複もある。法律の適切な内容を変更することなく、行政面での負担を削減していきたい。）と回答しています。ここでオムニバスという言葉を使いながら、EUタクソノミー、CSRD、CSDDDが報告義務の負担削減のターゲッ

トであることが判明しました。また、委員長としては3法の内容に変更を加える意図はなく、主に手続き面の削減を意図していると理解されています。

ちなみにEUタクソノミーは、グリーンな経済活動を定義（たとえば、太陽光発電はグリーンな経済活動ですが、石炭火力発電はグリーンな経済活動ではありません。ガソリン車の生産はグリーンな経済活動ではありませんが、EVの生産はグリーンな経済活動です）グリーン売上割合、グリーンCapEx割合、グリーンOpEx割合の3つのKPIを開示させるEUの法律を指します。この3つのKPIは、ESRSに基づくサステナビリティ開示に含まれます。

またCSRD（Corporate Sustainability Reporting Directive、企業サステナビリティ報告指令）は、EUのサステナビリティ開示に関する法律です。開示基準であるESRS（European Sustainability Reporting Standards、欧州サステナビリティ報告基準）は、CSRDの下位法令に位置づけられています。

そしてCSDDD（Corporate Sustainability Due Diligence Directive、企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令）は、EUの人権・環境に対するDDに関する法律です。DD結果をCSRD／ESRS開示に反映することが想定されています。

5. ミッションレター

2024年12月に出されたミッションレター（MISSION LETTER）は、EC委員長から（上級）副委員長等に送られる職務内容に関する書簡を指します。実際には9月に一旦送られているようですが、12月に正式に第2期フォン・デア・ライエン体制が開始されることから改めて送られたものです。Omnibus Packageの主担当であるセジュールネ上級副委員長のレターには“You will ensure that existing rules are fit-for-purpose and focus on reducing administrative burdens and simplifying legislation. You must contribute to

reducing reporting obligations by at least 25% – and for SMEs at least 35%.”（抄訳：現行ルールをその目的に照らして、事務管理的な負担の削減と法令の簡素化を推進すること。報告義務の少なくとも25%、中小企業では35%の削減に貢献すること）と記載されており、報告義務の25%削減、中小企業は35%削減（ドラギレポートの50%を修正）を求めています。

セジュールネ氏の担当はProsperity and Industrial Strategyであり、ECのDG GROW（Directorate-General For Internal Market, Industry, Entrepreneurship & SMEs、域内市場・産業・起業・中小企業総局）を所管します。DG GROWを所管するセジュールネ氏を担当にしたことは、競争力回復に対するECの本気度を示していると考えられます。なぜなら、EUタクソノミーとCSRDはDG FISMA（Directorate-General for Financial Stability, Financial Services and Capital Markets Union、金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局）、CSDDDはDG JUST（Directorate-General For Justice & Consumers、司法・消費者総局）の所管であり、DG GROWの所管ではなくその法律の成立に直接的な関与がなかったと思われるからです。

6. 競争力コンパス

2025年1月29日に競争力コンパス（“Competitiveness Compass for the EU”）を公表しました。EUの競争力回復に関して3つの柱（Closing the innovation gap（米中とのイノベーションの差を埋める）、A joint roadmap for decarbonization and competitiveness（脱炭素政策と産業政策・経済政策・貿易政策との統合）、Reducing excessive dependencies and increasing security（専制主義国家への依存から脱却した経済成長と安全保障））を掲げています。これらを推進するファクターとして5つのenablers（手法）を定義していますが、そのうちの1つがsimplificationです。Simplificationによって開示義務の25%削減（中小企業は35%削減）、CSRD・CSDDD・EUタクソノミー開示の削減を最初に行うこと、大規模企業を2つに分割し小さい方に対して負担を削減することを示しています。

7. ワークプログラム2025

2025年2月11日に2025年度のECのワークプログラム（Commission work programme 2025）を公表しました。

このなかでオムニバス法案を3つに分けて、順次提案することになっています。第1弾

のサステナビリティに関するオムニバス法案は2025年第1四半期、第2弾の投資に関するオムニバス法案は2025年第1四半期、そして第3弾のオムニバス法案は2025年第2四半期に提出するとしています。

II

サステナビリティ報告義務25%削減に関するオムニバス法案の主な概要

こうした流れのなかで、2025年2月26日に第1弾と第2弾のオムニバス法案が公表されました。本稿のテーマは冒頭申し上げましたとおりサステナビリティ報告義務25%削減に関する部分ですので、第1弾のうちそれに関連する法案の主な概要を説明します。

1. 法案の本数と形式・改正対象の法令

関連する法案は3本あります（図表1参照）。最初の1本はCSRDおよびCSDDDの延期だけを含む法案です。本稿では「延期法案」と仮称します。2本目は25%削減のための関連法案の改正を含む法案です。改正のコンテンツを含むことから、本稿では「コンテンツ法案」と仮称します。最後はEUタクソノミーのレベル2を改正する法案です。本稿では「タクソノミーレベル2法

図表1 サステナビリティ報告25%削減に関連するオムニバス法案

	法案の仮称	形式	L	改正法令
①	<u>延期法案</u> 国内法制化期限：2025年12月31日	DIRECTIVE (Urgent Procedure)	1	CSRD CSDDD
②	<u>コンテンツ法案</u> 国内法制化期限：法案発効後12ヵ月	DIRECTIVE (通常の立法手続)	1	監査指令 会計指令 CSRD CSDDD
③	<u>タクソノミーレベル2法案</u> 適用開始日：2026年1月1日 (2025年3月26日まで意見募集中、その後ECが採択)	COMMISSION DELEGATED REGULATION (EC採択後、議会・理事会による反対がなければ成立)	2	開示委任規則 気候委任規則 環境委任規則

出所：KPMGジャパン作成

案」と仮称します。

レベルというのは法律のランクのことです。レベル1が最上位、次がレベル2です。CSRDはレベル1ですがその下位法令であるESRSはレベル2です。いずれもbindingといわれ法的拘束力があります。レベル3までありますが、レベル3はnon-bindingといわれ法的拘束力はないです。たとえば、ガイドライン、FAQなどがこれに該当します。

図表1のL列は延期法案、コンテンツ法案、タクソミーレベル2法案のレベルを表しています。延期法案とコンテンツ法案はレベル1ですので通常の立法手続によって法案が成立することになりますが、延期法案については早期の成立を目指すことを目的として通常の立法手続でなくUrgent Procedureのプロセスを経ることになっています。このプロセスでは、他の審議中の法案よりも優先順位を高くして早期に採決することになります。

通常の立法手続では、最初にECがEU議会とEU理事会に法案を提出します。これは2025年2月26日に完了しています。その後EU議会とEU理事会は、それぞれがEC案に対する修正案を確定させます。その後両者が協議し修正内容に関して合意することで法案が成立します。実際には合意までのプロセスを円滑化するためにECを入れた3者で協議（これをtrilogueといいます）し、合意すると成立します。この成立した法律が官報であるOJEU（Official Journal of EU）に掲載され、法律に定められた一定の日数を経過すると発効します。

成立した法律がDIREKTIVE（指令）の場合にはEU加盟国がそれぞれ国内法として成立させること（transposition）をしないと各加盟国内で有効な法律にならないです。REGULATION（規則）の場合には成立すればそのままEU加盟国の国内法として有効になりますので、国内法制化の必要はないです。

タクソミーレベル2法案はCOMMISSION DELEGATED REGULATIONというレベル2ですので、

ECがまず採択し、EU議会とEU理事会が反対の意思表示をしなければ、そのまま成立します。現在ECの採択に向けて2025年3月26日まで意見募集中であり、適用開始日を2026年1月1日と予定しています。

2. 延期法案

延期法案自体の国内法制化を2025年12月31日までとしています。

CSRDについては、2年延期を定めています。具体的には、非上場大規模企業の適用開始日を2年延期し、2027年1月から変更しています。大規模企業は、①総資産250万ユーロ超、②売上500万ユーロ超、③平均従業員数250名超のうち2つ以上を満たす企業を指します。本邦グローバル企業の現地法人はこのカテゴリーに該当することが多く、2年延期は重要事項だと思われます。ちなみに現行のCSRDでは適用開始日が2025年1月からです。

CSDDDについては、その国内法制化と適用開始時期の1年延期を定めています。

現行のCSDDDの国内法制化は2026年7月26日まででしたが、これを2027年7月26日までに1年延期しています。

適用開始時期については、実際は1年延期というよりも、現行のCSDDDで3つある適用開始のカテゴリーのうち最初のカテゴリーを廃止することで、自動的に1年延長することになっています。

現行のCSDDDではEU域内の企業について①平均従業員数5,000名超、世界売上15億ユーロ超、②同3,000名超、同9億ユーロ超、③同1,000名超、同4.5億ユーロ超の3つに分けており、①の適用開始を2027年7月26日、②を2028年7月26日、③を2029年7月26日としています。延期法案では①を削除し、②と③を残したうえで適用開始時期をそれぞれ2028年7月26日、2029年7月26日のままとしています。

現行のCSDDDでは、EU域外企業については、①EU域内売上15億ユーロ超、②同9億ユーロ超、③同4.5億ユーロ超の3つに分けており、①の適用開始を2027年7月

26日、②を2028年7月26日、③を2029年7月26日としています。延期法案では①を削除し、②と③を残したうえで適用開始時期をそれぞれ2028年7月26日、2029年7月26日のままとしています。

3. コンテンツ法案

コンテンツ法案自体の国内法制化は、その成立・発効後12ヵ月以内とされています。

図表1にあるように監査指令、会計指令、CSRD、CSDDDを改正しています。このうち監査指令と会計指令の改正は、実質的にCSRDの改正と同じです。なぜなら、CSRDの第1条は会計指令の改正、第3条は監査指令の改正と構成されており、たとえばCSRDの開示内容は会計指令の改正の中に定められているからです。ちなみにコンテンツ法案で改正されているCSRDの第5条はCSRDの国内法制化と適用開始日に関する条文であり、改正対象は後者です。

監査指令については、以下のような修正がなされています。

- ・限定的保証基準のECによる採択義務を削除し、合理的保証への移行するために必要としていた評価及び合理的保証基準のECによる採択義務を削除しています。
- ・保証基準を採択可能としています。保証基準の採択には条件が付されており、デュープロセスを経ていることなど、高いレベルの信頼・品質を備えていること、EUの公益に資することが要求されています。また、コンテンツ法案の前文で2026年までに保証ガイドラインを公表することにコミットしています。

会計指令については、以下のような修正がなされています。

- ・CSRDの対象を大規模企業のうち平均従業員数1,000名超としています（大規模グループの親会社も同じ閾値）。
- ・ESRSの改訂をできるだけ早く（ASAP）

かつ遅くともコンテンツ法案発効後6か月以内にECが採択予定（コンテンツ法案前文）としています。

- ・ CSRD適用対象外の企業向けに、voluntary（任意）なサステナビリティ報告基準としてVSME（Voluntary Sustainability Reporting Standard for non-listed SMEs:2024年12月にEFRAGからECへ提出済のものをベースとする見込）をレベル2法令として採択予定であるとしています。
- ・ セクター別基準の採択に関する条文を削除しています。
- ・ 平均従業員数1,000名以下のバリューチェーン上の企業にVSMEを超える情報を求めないというvalue chain capの導入を行っています。
- ・ CSRD域外適用の要件のうち、グループレベルのEU域内売上を1.5億ユーロ超から4.5億ユーロ超に変更しました。また、支店の売上についても0.4億ユーロ超から0.5億ユーロ超に変更しました。
- ・ EUタクソノミーの開示については、CSRDの適用対象となる大規模企業のうち平均従業員数1,000名超の企業であっても、売上4.5億ユーロ以下の場合にはEUタクソノミー開示をオプションとし、開示する場合に部分的なEUタクソノミーへの準拠による開示も容認するとされています（大規模グループの親会社も同じ閾値）。

CSRDについては、以下のような修正がなされています。

- ・ その適用開始時期の非上場大規模企業に関する条文に平均従業員1,000名超であるという条件を追加しています（大規模グループの親会社も同じ閾値）。

CSDDDについては、以下のような修正がなされています。

- ・ ステークホルダー（stakeholder）の定義において、製品/サービス/オペレーションから影響を受ける個人・コミュニティを「直接」の影響を受けるものに

限定するなどし、エンゲージメント対象を関連するステークホルダー（relevant stakeholders）に限定しています。

- ・ デューデリジェンス（DD）の対象から原則として契約関係のない間接的なビジネスパートナー（indirect business partner）を削除し、契約関係のある直接的なビジネスパートナー（direct business partner）に限定しています。
- ・ 間接的なビジネスパートナーを対象にするのは、負の影響（adverse impact）の可能性の高い説得力のある情報（plausible information）がある場合に限定しています。
- ・ 従業員500名未満の直接的なビジネスパートナーからは負の影響を識別・評価するためのマッピング（mapping）に際して、VSMEを超える情報を求めることを原則として禁止しています。
- ・ 負の影響に関する最終手段（last resort）としてのビジネス関係の終了（termination）を削除しています。
- ・ モニタリングによる評価の見直しを1年から5年に変更しています。
- ・ ベストプラクティスを含むガイダンスを半年早めて2026年7月に公表、その他のガイダンスは予定どおり2027年7月までに順次公表するとしています。
- ・ 民事責任に関するEU全体の体制（EU-wide liability regime）を放棄し、各国の制度に依拠することに変更しています。
- ・ 当局から課される罰金の（上限の）下限（世界売上5%）を削除し、ECからガイダンスを提供する予定であるとしています。
- ・ 採択する気候変動の移行計画にimplementing actionsを含めることを要求しています。

4.タクソノミーレベル2法案

この法案はEUタクソノミーの3つの委任規則（レベル2はdelegatedが使われるので日本語では委任という言葉当てます）の改正を含んでいます。

開示委任規則については、以下のような修正がなされています。

- ・ グリーン売上割合・グリーンCapEx割合・グリーンOpEx割合の算定において、累積の売上・CapEx・OpExが分母の10%未満である場合には、その経済活動の売上等がグリーンであるか否か（グリーンである場合は分子に参入）を評価することが不要になりました。
- ・ 上記3つのKPIに関するテンプレートが簡素化されました。
- ・ 銀行が算定するグリーンアセットレシオ（GAR）について、コンテンツ法案によるCSRDの対象とならない企業に対するエクスポージャーを算入する必要がなくなりました。

気候委任規則・環境委任規則については、環境目標のうち汚染に関するDNSH（Do No Significant Harm）要件が緩和されました。

III

今後の留意点

1. 法案の審議

3本のうち延期法案については前述のようにUrgent Procedureを採用しており、既に成立・発効しました。成立すれば、本邦企業の現地法人（非上場の大規模企業）に課されるCSRD/ESRSに基づくサステナビリティ報告義務は、2年間延期になります。

タクソノミーレベル2法案もレベル2であることから、大きな混乱なく成立する可能性があります。

一方で、コンテンツ法案は審議期間を見込むことは難しい状況とされています。そもそも延期法案をUrgent Procedureとしたことの意図は、早期に延期法案を成立させたいという考えが窺われます。仮にコンテンツ法案が2027年1月までに成立しない場合には、現行のCSRD/ESRSに基づ

いて本邦企業の現地法人（非上場の大規模企業）によるサステナビリティ報告が始まる可能性があります。コンテンツ法案の審議動向には留意が必要です。

2. 新ESRSとVSME

また、サステナビリティ開示基準であるESRSの改正にも留意する必要があります。現行のESRSはCOMMISSION DELEGATED REGULATIONとしてレベル2の法令となっています。改正される見込みの新ESRSも同様にレベル2の法令になり、法案の採択者はECになります。現時点で改正法案（新ESRS案）は公表されていませんが、ECは2025年3月27日に現行のESRSを開発したEFRAG（旧欧州財務報告諮問グループ）に対して2025年10月31日までに新ESRSに関するtechnical adviceを提出すること、それに関するスケジュールとワークプランを2025年4月15日までに提出するように要請しました。4月15日のEFRAGの審議資料によると2025年7月未だにドラフトを公表する予定とされています。

また新ESRSについては、2027年からの適用開始だけでなく、2026年からの早期適用も可能性として考慮していることが明らかにされています。

新ESRSの内容と開発スケジュール等は、本邦企業のサステナビリティ報告に関するプロジェクトの対応スケジュールにも

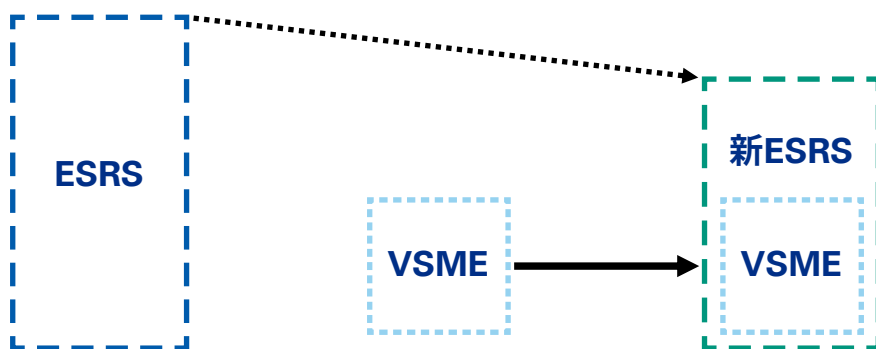
大きく影響すると考えられます。

コンテンツ法案ではESRSの改訂の方向性について①重要性のない開示項目を削除する、②定量的な開示項目を定性的な開示項目よりも優先する、③必須の開示項目と任意の開示項目を明確に区別するとしています。現時点で最終的な新ESRSの内容を予想することは難しいのですが、上述の現行のVSMEに含まれる開示項目は新ESRSにも含まれる可能性があると考えられます。CSRDプロジェクトにおいて現行のVSMEに含まれる開示項目への対応の十分性を確認することは有意義ではないかと思われます（図表2参照）。

3. 包括的な体制構築

3つの法案のうち特にコンテンツ法案については、法案よりも厳しい内容で最終化されるのか、あるいは緩和された内容で最終化されるのか、不透明な状況です。2年間の延期を有意に利用して、EUだけでなく本邦有価証券報告書におけるサステナビリティ開示にも効率的に対応できるように体制を整えておくことが肝要ではないかと思料いたします。

図表2 イメージ：新ESRSとVSMEの関係



出所：ジャパンKPMG作成

関連情報

ウェブサイトでは、CSRDに関する情報を紹介しています。

欧州CSRD対応支援

<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/advisory/risk-consulting/sustainability-services/eu-csrd.html>

欧州CSRD/ESRSの概要と3つの対応オプション

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2022/11/sustainable-value-csrd-esrs.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人

加藤 俊治／テクニカル・ディレクター

✉ shunji.kato@jp.kpmg.com

会計・開示情報 (2025.2-3)

有限責任 あずさ監査法人

会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

会計・開示ダイジェスト
最新号はこちらからご覧
になれます。



<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2021/01/accounting-digest.html>

2025年2月号

企業会計基準委員会 (ASBJ)、 日本公認会計士協会 (JICPA) 及びサステナビリティ基準委員会 (SSBJ)

今月、特にお知らせする事項はありません。

東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

金融庁

【改正】

① 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件」に対するパブリックコメントの結果等について

2025年2月26日、金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方

法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成21年金融庁告示第69号）の一部を改正する件」に対するパブリックコメントの結果等を公表しました。

特段の意見はなく、国際会計基準審議会が2024年12月31日までに公表した国際会計基準を、連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準とすることになりました。

上記改正の内容は2025年2月26日付で官報掲載され、同日から適用されています。

あずさ監査法人解説資料：

ウェブサイト掲載記事（2025年2月28日）

【Information】

① 金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」(第1回)の開催

金融庁は2024年3月に、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」を設置しており、これまで同ワーキング・グループにおいてわが国におけるサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する審議が行われてきました。

今般、ワーキング・グループにおける審議を踏まえ、2025年2月にサステナビリティ情報の保証に関する論点について審議するため、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」(以下「専門グループ」という)が新たに設置され、第1回の専門グループが開催されています。

第1回の専門グループでは、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方に関して、登録制度・登録要件、業務制限・義

務、保証基準及び倫理・独立性について議論がされています。

2

「記述情報の開示の好事例集2024(第4弾)」の公表(コーポレート・ガバナンスに関する開示)

金融庁は、どのような開示が投資判断にとって有益と考えられるのかについて、昨年に引き続き、投資家・アナリスト・有識者及び企業を構成員とする勉強会を開催しており、段階的に好事例集を公表しています。

2025年2月に公表された事例集では、コーポレート・ガバナンスに関する開示(コーポレート・ガバナンスの概要、監査の状況、株式の保有状況)に関して議論された内容を踏まえて、具体的な事例とともに「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」及び「好事例として取り上げた企業の主な取り組み」が掲載されています。

法務省

【改正】

1

「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

法務省は、2025年2月28日、企業会計基準委員会による実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表等を受けた「会社計算規則の一部を改正する省令」(以下「本省令」という)を公布しました。本省令では、主に国際最低課税額に対する法人税等の損益計算書及び注記表の取扱いに関する改正が行われています。

本省令は、公布の日から施行されます。ただし、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、従前の例によることとされています。

あずさ監査法人解説資料:

ウェブサイト掲載記事(2025年3月5日)

欧州委員会 (EC)

【法令案】

1

「Omnibus package of proposals」

欧州委員会は、2025年2月26日に「Omnibus package of proposals」(以下「本提案」という)を採択し、公表しています。本提案は、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)及び企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令(CSDDD)の適用開始時期の見直しを含め、サステナビリティ報告やサステナビリティ・デューデリジェンス等に関する要求事項を簡素化すること等を目的としています。

なお、CSRDの改正は、欧州議会及びEU理事会の合意を得たうえで欧州委員会により採択されたうえで、EU加盟国で法制化される必要があります。また、欧州委員会は、EUタクソノミーの修正についてパブリックコンサルテーションを開始しています。

KPMGインターナショナルによる解説資料:

EU releases Omnibus proposals

国際会計基準審議会 (IASB)、 IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準 審議会 (ISSB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

米国財務会計基準審議会 (FASB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA）及びサステナビリティ基準委員会（SSBJ）

【最終基準】

1 ASBJ:2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正の公表

ASBJは、2025年3月11日に2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正を公表しました。本改正には、以下の会計基準等の改正が含まれています。

会計基準等	適用時期
包括利益の表示に関する改正 ・企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」 ・企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」	2025年4月1日以後最初に開始する年度の期首から適用する。 ただし、2025年3月31日以後最初に終了する年度の年度末から早期適用できる。早期適用する場合であっても、2025年3月31日以後最初に終了する年度に係る期中財務諸表については適用しない。
特別法人事業税の取扱いに関する改正 ・企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」 ・企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」	
種類株式の取扱いに関する改正 ・実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」	2025年4月1日以後最初に開始する年度の期首以後取得する種類株式について適用する。ただし、適用初年度の期首より前に取得した種類株式のうち、適用初年度の前年度の年度末において保有する種類株式について早期適用できる。

なお、ASBJは、上記とは別に、2024年11月1日に2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の修正（会計処理及び開示に関する定めの内容を実質的に変更することなく、形式的に変更するもの）を公表しており、公表と同時に適用されています。修正の対象となる会計基準等については、下記リンク先のあずさ監査法人解説資料をご参照ください。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説（2025年3月19日）

2 改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」の公表

ASBJは2025年3月11日、組合等への出資に係る会計処理及び開示に関して、改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「本改正実務指針」という）を公表しました。

本改正実務指針により、以下の要件を満たす組合等への出資について当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者の子会社株式及び関連会社株式を除く）を時価評価し、当該組合等への出資者の会計処理の基礎とすることが認められます。時価評価を行う場合、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上します。

- ・組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること
- ・組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること

上記会計処理を適用するかどうかは企業の方針に基づき、各組合等への出資時に決定し、出資後の取消しはできません。また、上記取扱いの対象とした市場価格のない株式は時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従った減損処理を行うこととされています。

適用時期は、2026年4月1日以後開始する年度の期首からとし、2025年4月1日以後開始する年度の期首からの早期適用が認められます。また、適用初年度の経過措置が設けられています。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説（2025年3月19日）

3 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）がサステナビリティ開示基準を公表

2025年3月5日、SSBJは、サステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）を公表しました。

SSBJ基準は、以下の3つの基準により構成されています。

- ・サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
- ・サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」
- ・サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

【SSBJ基準の概要】

- ・SSBJ基準は、プライム上場企業が適用すること、また、SSBJ基準に基づく開示が有価証券報告書に含められることを想定して基準が開発されています。

2025年3月号

- 国際的な比較可能性の確保のため、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が公表するIFRS®サステナビリティ開示基準(以下「ISSB™基準」という)の要求事項を基本的にすべて取り入れています。そのうえで、一部、ISSB基準の要求事項に代えてSSBJ基準独自の取扱いを認める容認規定があるほか、SSBJ基準独自の追加開示を求める定めもあります。
- 開示すべき項目は、「ガバナンス」・「戦略」・「リスク管理」・「指標及び目標」の4つの要素ごとに定められています。

【公開草案からの主な変更点】

指標の算定期間とサステナビリティ関連財務開示(及び関連する財務諸表)の報告期間が一致しない場合、報告期間に合わせることが要求される点が、公開草案から変更されています。

【適用時期】

SSBJ基準には、強制適用時期の定めはありません。強制適用時期及び適用対象企業等については、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」における議論に基づき、今後、金融庁が法令において定める予定です。

なお、公表日以後終了する年次報告期間から、任意適用が可能となります。

【企業の実務に与える影響】

SSBJ基準に準拠してサステナビリティ情報の開示を行う場合、情報の作成プロセスや時期等について、企業の実務に広範な影響が生じる可能性があります。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説(2025年3月17日)

【公開草案】

1

「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い(案)」の公表

ASBJは2025年3月11日に、実務対応報告公開草案第70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い(案)」を公表しました。

ASBJは、本公開草案で非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関し、主に需要家による非化石価値の購入取引の性質の整理を踏まえた実務上の取扱い(会計処理)を提案しています。本公開草案では、2026年4月1日以後最初に開始する年度の期首からの適用開始を想定し、早期適用も認められることが提案されています。なお、適用初年度の期首において非化石価値を受け取る権利を有しており、金額を合理的に見積もることができるものについては、当該金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減することが提案されています。

コメントの募集期限は、2025年5月30日です。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説(2025年3月24日)

【Information】

1

2025年3月補足文書の公表

SSBJは、ISSB基準に関する付属ガイダンス及び教育的資料のうちISSB基準の適用において参考となるものについて、SSBJ基準の適用にあたり参考にできるよう、SSBJ基準を構成しない補足文書として公表することとしています。

2025年3月27日、SSBJは、以下の補足文書を公表しました。

- 補足文書「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』に関する付属ガイダンス」
- 補足文書「IFRS S2号『気候関連開示』に関する付属ガイダンス」
- 補足文書「教育的資料『気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面』」
- 補足文書「教育的資料『IFRS S1号における要求事項を満たすための『SASBスタンダード』の使用』」
- 補足文書「教育的資料『現在の及び予想される財務的影響』」パート1、パート2
- 補足文書「教育的資料『サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示』」
- 補足文書「教育的資料『IFRSサステナビリティ開示基準におけるプロポーショナルリティのメカニズム』」

2

2025年3月SSBJハンドブックの公表

SSBJでは、SSBJのサステナビリティ開示基準を利用する関係者のニーズが高い論点に関してSSBJ事務局が作成する解説資料を、SSBJハンドブックとして公表することとしています。当該ハンドブックは、SSBJの審議を経ずに公表され、SSBJ基準を構成しないため、その内容に従わない場合であってもSSBJ基準に準拠している旨を表明することができるとしています。

SSBJは、2025年3月31日にSSBJハンドブックとして、以下の文書を公表しました。

- SSBJ基準用語集
- 2024年3月公開草案からの主な変更点
- 報告企業としてサステナビリティ関連財務情報を収集する範囲
- 追加的な情報
- バリュー・チェーンの範囲の決定
- 連結財務諸表に含まれる子会社の財務情報の報告期間と報告企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間が異なる場合

2025年3月号

- 法令に基づき報告する指標の算定期間がサステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる場合
- 期間調整を行う場合の合理的な方法の例
- サステナビリティ関連財務開示の公表承認日
- 日本基準で財務諸表を作成する場合の後発事象と財務情報のつながり
- スコープ3温室効果ガス排出の報告と重要性

3 SSBJ基準とISSB基準の間の差異の一覧の公表

SSBJは、2025年3月31日、SSBJ基準がISSB基準とどれだけ整合しているのか、また、ISSB基準とSSBJ基準の各パラグラフの対応関係を理解するのに資する資料として、以下の2つの資料を公表しました。

- SSBJ基準とISSB基準の差異の一覧
- SSBJ基準とISSB基準の項番対照表

東京証券取引所

【Information】

1 上場維持基準に関する経過措置の終了

2022年4月に実施された市場区分の見直しの際、従来の市場区分の上場維持基準から一部基準が厳格化されたことを踏まえ、市場区分の見直し前から上場している会社で、見直し後の上場維持基準の未達企業に対して適用されてきた経過措置が終了となりました。これにより、2025年3月1日以後に到来する基準日からは、すべての上場会社に対して見直し後の上場維持基準が適用されることになります。なお、上場維持基準に適合しない状態となった場合には、原則として1年の改善期間に入り、改善期間内に基準に適合しない場合には、監理銘柄・整理銘柄に指定後、上場廃止となります。また、東証は2025年4月2日に、次の「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」において、グロース市場における上場維持基準の見直し（案）を議論するとしています。

金融庁

【改正】

1 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について（リース関係）

2025年3月24日、金融庁は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等を公表しました。

本改正は、企業会計基準委員会（ASBJ）より、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等が公表されたことを受け、表示や注記事項等について、所要の改正を行うものです。

本改正は公布の日から施行されます。ただし、改正後の規定は、2027年4月1日以後に開始する連結会計年度等（連結会計年度又は中間連結会計期間）に係る連結財務諸表または第1種中間連結財務諸表もしくは第2種中間連結財務諸表及び事業年度等（事業年度又は中間会計期間）に係る財務諸表又は第1種中間財務諸表もしくは第2種中間財務諸表に適用され、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表等及び事業年度等に係る財務諸表等については、なお従前の例によるとされています。

なお、2025年4月1日以後に開始する連結会計年度等及び事業年度等から適用することができます。また、適用初年度の比較年度については遡及適用をせず、従前の例によることができるとされています。本改正に係る内閣府令等の公布・施行日は2025年3月24日です。

あずさ監査法人解説資料：

ウェブサイト掲載記事（2025年3月31日）

2 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について（特別法人事業税関係）

2025年3月31日、金融庁は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等を公表しました。特段の意見はなく、2024年12月27日に公表された改正案の内容から変更はありません。

本改正では、企業会計基準委員会（ASBJ）より公表されている改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の内容を受けて、特別法人事業税については事業税（所得割）と同様の取扱いとすることとなりました。

本改正に係る内閣府令等の公布・施行日は2025年3月31日です。

2025年3月号

あずさ監査法人解説資料：
ウェブサイト掲載記事（2025年4月2日）

【Information】

1 「記述情報の開示の好事例集2024」の最終版公表

金融庁は、どのような開示が投資判断にとって有益と考えられるのかについて、昨年に引き続き、投資家・アナリスト・有識者及び企業を構成員とする勉強会を開催しており、段階的に好事例集を公表しています。

その最終版として2025年3月24日に、「経営上の重要な契約等」、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析（MD&A）」に関する開示例、及び中堅中小上場企業の開示例が公表されました。

あずさ監査法人解説資料：
ウェブサイト掲載記事（2025年3月28日）

2 「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」の実施

2025年3月28日、金融庁は、「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」（以下「要請文」という）を公表し、加藤金融担当大臣名で、全上場会社に対し、株主総会前の有価証券報告書開示（以下「総会前開示」という）について、今年からの実施を要請しました。

要請文では、総会前開示は株主総会の3週間前が最も望ましいとしたうえで、その第一歩として、今年から株主総会の前日ないし数日前の有価証券報告書提出の検討を要請しています。あわせて、2025年3月期以降の有価証券報告書の提出状況について実態把握を行い、有価証券報告書レビューの重点テーマ審査において総会前開示を実施しなかった場合の調査を行うとしています。

また、同日に金融庁は、有価証券報告書の開示と株主総会の開催状況、総会前開示の実現方法、総会前開示を行うにあたっての留意点等の情報を掲載した、有価証券報告書の定時株主総会前の開示に関する紹介ページを開設しています。

あずさ監査法人解説資料：
ウェブサイト掲載記事（2025年3月31日）

法務省

【改正】

1 「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

法務省は、2025年3月31日、企業会計基準委員会による企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」の公表等を受けた「会社計算規則の一部を改正する省令」（以下「本省令」という）を公布しました。本省令では、定義規定等に対する所要の修正、リースに関する注記において注記すべき事項等に関する改正が行われていますが、本省令案に関する意見募集の結果、会社計算規則第108条の注記について、有価証券報告書提出会社以外の株式会社は注記を要しないとされる等の修正が追加されています。

本省令は、公布の日から施行されます。ただし、2027年4月1日以後開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、従前の例によることとされています。また、早期適用や会計方針の変更の注記についての経過措置に関する規定も設けられています。

あずさ監査法人解説資料：
ウェブサイト掲載記事（2025年4月2日）

欧州委員会（EC）

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会（IASB）、IFRS解釈指針委員会（委員会）及び国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）

今月、特にお知らせする事項はありません。

2025年3月号

米国財務会計基準審議会 (FASB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

関連情報

多くの企業に影響する最新の会計・開示情報を、
専門家がわかりやすく解説します。

home.kpmg/jp/act-ist

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、
あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

日本基準

[https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/
accounting-standards/j-gaap.html](https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/j-gaap.html)

IFRS 会計基準

[https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/
accounting-standards/ifrs.html](https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/ifrs.html)

修正国際基準

[https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/
accounting-standards/jmis.html](https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/jmis.html)

米国基準

[https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/
accounting-standards/us-gaap.html](https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/us-gaap.html)

本稿に関するご質問等は、
以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人

井口 崇

✉ azsa-accounting@jp.kpmg.com

税務情報 (2025.2 - 3)

KPMG税理士法人

本稿は、2025年2月から3月に公表された税務情報についてお知らせしたKPMG Japan BEPS Newsletter、KPMG Japan Tax Newsletter及びKPMG Japan e-Tax Newsの情報をまとめてご紹介するものです。

税務コンテンツ

最新の税務情報は
こちらからご覧になれます。



kpmg.com/jp/tax-topics

OECD

第2の柱に関するアップデート

－ グローバル・ミニマム課税に係る Administrative Guidance等の公表

2025-02-25

(KPMG Japan BEPS Newsletter)

BEPSに関するOECD/G20包摂的枠組みは1月15日、第2の柱におけるグローバル・ミニマム課税に関するプレスリリース「Global minimum tax: Release of compilation of qualified legislation and information filing and exchange tools」において、各国・地域のグローバル・ミニマム課税に係る国内法の規定の適格性に関連するAdministrative Guidanceや情報申告に関する資料等を公表しました。

【詳しくはこちら】

日本語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-tax-beps-20250225.pdf>

2025年度税制改正法案

－ 基礎控除の引上げに係る修正案

2025-03-06

(KPMG Japan Tax Newsletter)

政府与党は2月28日、2月4日に国会に提出した所得税の非課税枠（いわゆる103万円の壁）を123万円とする改正を含む2025年度税制改正法案について、基礎控除の上

乗せ特例を追加した修正案を国会に提出しました。

【詳しくはこちら】

日本語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-tax-newsletter-20250306.pdf>
英語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-en-tax-newsletter-20250306.pdf>

戦略分野国内生産促進税制に係る省令等の公布

2025-03-25

(KPMG Japan e-Tax News No.327)

3月25日、官報本紙第1430号及び官報号外第62号において、2024年度税制改正で創設された戦略分野国内生産促進税制の執行に必要な事項を定める省令等を含む関連規定（全て2025年3月25日施行）が公布されました。

【詳しくはこちら】

日本語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-e-taxnews-20250325.pdf>

2025年度税制改正

－ 改正法案成立

2025-03-31

(KPMG Japan e-Tax News No.328)

3月31日、第217回通常国会において、

2025年度税制改正法案（基礎控除の上乗せ特例を追加した修正後のもの）が可決・成立しました。

【詳しくはこちら】

日本語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-e-taxnews-20250331.pdf>
英語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-en-e-taxnews-20250331.pdf>

2024年度税制改正関連情報

－ 戦略分野国内生産促進税制

－ イノベーション拠点税制

2025-04-01

(KPMG Japan e-Tax News No.329)

3月25日、2024年度税制改正で創設された戦略分野国内生産促進税制について、昨年10月18日に公表された通達の趣旨説明が公表されるとともに、経済産業省の本税制に係るページが更新されました。また、3月27日、経済産業省は2024年度税制改正で創設されたイノベーション拠点税制に係るガイドライン等を公表しました。

【詳しくはこちら】

日本語版 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-e-taxnews-20250401.pdf>

関連情報

本稿でご紹介したKPMG Japan BEPS Newsletter、KPMG Japan Tax Newsletter及びKPMG Japan e-Tax Newsは、以下のウェブサイトからアクセスいただけます。

kpmg.com/jp/tax-topics

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG税理士法人
大島 秀平、風間 綾、山崎 沙織、内藤 直子、
芝田 朋子
✉ info-tax@jp.kpmg.com

台湾「土地譲渡益課税の変遷」

KPMG台湾

日本業務組

友野 浩司／パートナー

台湾は、日本のような不動産バブル崩壊が発生しなかったことから、ほぼ一貫して不動産価格の高騰が続いています。その要因はいくつか考えられますが、不動産の譲渡所得に対する課税制度もその一因といわれています。日本企業による台湾子会社設立は、古くは1960年代から始まりました。当時、土地を取得していた場合、現在の含み益は相当膨らんでいると考えられ、その土地の譲渡においては大きな利益の計上が想定されます。そのため、土地譲渡所得に対する課税制度の理解が重要となります。また、土地の直接譲渡のみならず、グループ組織再編による株主の移動においても、台湾の課税制度の影響を受けることがあります。

本稿では台湾の不動産譲渡所得に対する課税制度の変遷を踏まえ、現在の課税制度について解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

☑ POINT 1

2015年12月31日以前取得の土地の譲渡益は、法人税計算上免税所得となる。一方で土地増値税が、取得時と売却時の土地の公告現在価値の差額に対して20～40%の税率で課税される。土地の公告現在価値は実勢価格より低く、結果として税額も低く抑えられている。

☑ POINT 2

2016年1月1日以降取得の土地の譲渡益は建物・土地合一課税制度により、その保有期間に基づき15～45%の税率で課税される。

☑ POINT 3

建物・土地合一課税は、一定の不動産化体株式に対しても適用される。実際の株式譲渡以外においても、グループ組織再編による株主の移動もみなし譲渡として課税を受ける可能性がある。ただし、台湾国内法で課税となっても、日台租税協定による譲渡所得免税を受けられるケースもある。

☑ POINT 4

台湾の法人税率は20%だが、土地譲渡益免税により台湾子会社の実効税率が15%を下回る可能性がある。その際に日本親会社においてグローバル・ミニマム課税の所得合算ルール(IIR)による追加課税を受ける可能性がある。



友野 浩司
Koji Tomono

土地譲渡益課税の変遷

台湾での不動産譲渡益課税の変遷においては、土地譲渡益免税の時代からの奢侈（ぜいたく）税の施行期、2016年1月1日からの建物・土地合一課税の施行および同法の改正という流れがあります。現在でも大きく影響が残っているのが、土地の取得時期が2016年1月1日以降か否かという点です。

以下において、その取得時期別に土地譲渡益課税の制度を説明するとともに、関連する議題として不動産化体株式への課税とみなし株式譲渡、日台租税協定との関係を説明します。

1.2015年12月31日以前取得土地の譲渡益課税

(1) 土地譲渡益免税

台湾の所得税法はそのなかで営利事業所得税（以下、「法人税」という）と総合所得税（いわゆる個人所得税。以下、「所得税」という）を定めています。法人税および所得税ともに2015年12月31日以前取得の土地の譲渡益は免税とされています。

一方、建物の譲渡益に関しては法人税および所得税ともに課税対象になります。法人税の税率は20%、所得税は累進税率5～40%での課税です。

ただし、建物・土地の一括譲渡においては、納税者が譲渡益が免税となる土地価格の割合を増やすことで、実質的に課税基準を下げる取引がよく見受けられます。

(2) 土地増値税

土地譲渡益が免税となる一方で、土地の譲渡には土地増値税が課されます。土地増値税は実際の譲渡益に対するものではなく、取得時と売却時の土地の公告現在価値（中国語では「公告土地現値」という）の差額に対して、その保有期間および増値率に応じた20～40%の税率によって課税されます。土地の公告現在価値は一般的に実勢価格よりも低いため、結果的に税額が抑えられています。

(3) 奢侈（ぜいたく）税

不動産価格の高騰を抑えることを目的に、2011年6月1日より、短期（2年以内）保有の建物・土地の譲渡に対して、その譲渡価格の15%（1年内）または10%（1年以上2年以内）を課す奢侈税が導入されました。しかし、所有期間が2年を超えれば課税対象にならないこともあり、当該税制の導入によって不動産価格の高騰は抑えられませんでした。そのため、建物・土地の短期譲渡に対する奢侈税は次の建物・土地合一課税の施行に合わせて、停止されることになりました（2015年12月31日以前

取得の建物・土地譲渡に対する課税の整理は図表1参照）。

2.2016年1月1日以降取得土地の譲渡益課税

(1) 建物・土地合一課税の導入

継続する不動産価格高騰への対策として所得税法が改正され、2016年1月1日より、同日以降取得の建物・土地に対する建物・土地合一課税が導入されました。これにより、従前免税とされていた土地譲渡益が建物の譲渡益とともに課税対象になり、土地と建物の譲渡価格の割合を調整することによる実質的な課税基準の引き下げもできなくなりました。

なお、土地増値税は継続される一方、建物・土地の短期譲渡に対する奢侈税は停止されました。

建物・土地合一課税の課税標準は、建物・土地の譲渡価格から取得原価、譲渡費用および土地増値税対象の公告現在価値の増値分を控除して計算します。これにより、土地増値税と建物・土地合一課税の二重課税が排除されています。

当税制制定時の税率は個人の場合は保有期間に応じた45～15%（非居住者個人は45～35%）、法人の場合は20%（外国法人は45～35%）でした。

なお、同法施行前（2015年12月31日以前）に取得の土地の譲渡に対しては従前のとおり譲渡益が免税で、土地増値税のみが課税されます。

(2) 建物・土地合一課税2.0

不動産価格高騰へのさらなる対策として、建物・土地合一課税2.0が2021年7月1日より導入されました。この改正では、20%とされていた国内法人に対する税率を最高で45%へ引上げたほか、全体的な税率の見直しが行われました（改正前後の税率は図表2参照）。

また、当該改正による重要な点として、次の2つの課税範囲の追加があります。

図表1 2015年12月31日以前取得建物・土地の譲渡に対する課税

	所得税・法人税	土地増値税	奢侈（ぜいたく）税 （2011年6月～2015年12月31日の期間のみ施行）
土地	免税	取得時と売却時の土地の公告現在価値の差額に対して、その保有期間および増値率に応じて課税される（税率20%～40%）。 土地増値税は建物・土地合一課税施行後も継続されている。土地増値税対象の土地の公告現在価値の差額は、建物・土地合一課税の計算から控除される。	保有2年以内の建物・土地の譲渡に対して、譲渡価格を課税標準に課される（税率10%～15%）。 現在は課税が停止されている。
建物	個人：所得税 （税率5%～40%） 法人：法人税 （税率20%）		

出所：KPMGジャパン作成

i) 完成前建物・土地の譲渡

台湾では完成前のマンションの購入権利の売買が認められ、その権利の譲渡益が当該税制の範囲外とされていました。それが当該税制の穴と考えられていたため、同改正により完成前建物・土地の譲渡が同制度の範囲に追加されました。

ii) 不動産化体株式の譲渡

建物・土地の譲渡益課税を避けるため、建物・土地を法人に所有させ、その法人の株式譲渡の形態をとることによる租税回避を防止するため、次の条件に当てはまる株式（いわゆる不動産化体株式）の譲渡を同制度の対象にしました（上場会社株式を除く）。

法人持分の50%超を保有
法人持分の価値の50%以上が台湾内の建物・土地で構成される

3. 株式譲渡益課税との関連

(1) 台湾の株式譲渡益課税制度

台湾における株式の譲渡益に対する課税方法は、その法人が銀行の認証を受けた株券を発行しているか否かにより異なります。

i) 株券を発行している場合

株券を発行している台湾法人の株式の譲渡は証券取引とされます。台湾では現在、証券取引の譲渡益は免税とされる一方、証券譲渡額に対する0.3%の証券取引税が課されます。証券取引税は売主負担で、買主が譲渡価格から控除することにより納付します。したがって、売主は譲渡価格の99.7%の対価を受け取ります。

ii) 株券を発行していない場合

株券を発行していない台湾法人の株式（または出資金）の譲渡は財産取引とされ、法人税および所得税の課税対象になります。売主が譲渡価格から株式（または出資金）の取得価格を差引いた譲渡益に対して法人税率、所得税率を乗じた税額の申告納付します。売主が非居住者の場合の税率は20%になります。

(2) 不動産化体株式への建物・土地合一課税と株式譲渡益課税との関係

建物・土地合一課税2.0における課税範囲の拡大で、一定の不動産化体株式の譲渡が課税対象になりました。この課税は、上記の株式譲渡益課税に優先して適用されます。

i) 株券を発行している場合

株券を発行している台湾法人の不動産化体株式の譲渡は、証券取引税が課税されます。その上で、その譲渡益が証券取引所得ではなく、建物・土地の取引所得とみなされ、建物・土地合一課税が課されます。建物・土地合一課税の計算においては、譲渡益から証券取引税を控除した額が課税標準となります。

ii) 株券を発行していない場合

株券を発行していない一定の台湾法人の不動産化体株式（または出資金）の譲渡益は、財産取引所得ではなく建物・土地の取引所得とみなされ、建物・土地合一課税による申告納税が必要になります。

(3) 不動産化体株式への建物・土地合一課税における保有期間の算定

建物・土地合一課税は、建物・土地の保有期間によって適用される税率が異なります。不動産化体株式に対する建物・土地合一課税の適用における保有期間は、当該法人による建物・土地の取得時期ではなく、株主による当該株式の取得時期によって算定します。

また、法人による建物・土地の取得が2015年12月31日以前であっても、株主によるその株式の売却時期が2021年7月1日以降であれば、他の条件を満たした時に

図表2 2016年1月1日以降取得土地の譲渡に対する建物・土地合一課税の税率

	台湾居住者個人		国内法人		外国法人および 台湾非居住者個人	
譲渡時期 保有期間	2016.1.1～ 2021.6.30	2021.7.1～ 建物・土地 合一課税2.0	2016.1.1～ 2021.6.30	2021.7.1～ 建物・土地 合一課税2.0	2016.1.1～ 2021.6.30	2021.7.1～ 建物・土地 合一課税2.0
1年以内	45%	45%	20%	45%	45%	45%
1年超過2年以内	35%				35%	
2年超過5年以内	20%	20%		35%		
5年超過10年以内						20%
10年超過	15%	15%				

出所:KPMGジャパン作成

建物・土地合一課税の適用対象となる点に注意が必要です。

4. 日台租税協定における取扱い

日本と台湾間には「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との取決め」（以下、「日台租税協定」という）が2015年に締結され、2017年1月1日に発効されました。

(1) 不動産の譲渡益

日台租税協定第13条第1項において、日本居住者の台湾に所在する不動産の譲渡益に対して、台湾で課税することができるものとされています。

(2) 株式の譲渡益

日台租税協定第13条第5項において、日本居住者の台湾所在不動産の譲渡益、不動産化体株式等以外の譲渡所得に対しては、日本でのみ課税できるとされています。すなわち、日台租税協定においては、通常の台湾株式の譲渡益は台湾で課税を受けません。

(3) 不動産化体株式の譲渡収益

日台租税協定第13条第4項において、日本居住者による、資産価値の50%以上が台湾に存在する不動産である台湾法人の株式（または持分）の譲渡益は台湾で課税できるとされています。

(4) 不動産化体株式の定義の違い

一定の不動産化体株式の譲渡益が台湾の建物・土地合一課税において課税対象となっているので、日台租税協定での課税取扱いと一見全く同様であるように見えます。しかしながら、建物・土地合一課税と日台租税協定における不動産化体株式の定義（「50%以上」の計算式）に差異があります。

i) 建物・土地合一課税

分子：台湾内不動産の時価

分母：法人の持分または出資額の価値
すなわち分母が純資産の概念です。

ii) 日台租税協定

分子：台湾内不動産の時価

分母：総資産の帳簿価値

すなわち分母が総資産の概念です。

この分母の違いにより、取扱いに差が生じます。当然総資産の方が大きいので、建物・土地合一課税においては課税となる不動産化体株式の譲渡について、日台租税協定の譲渡益の規定を適用して、台湾で免税となるケースもあります。なお、通常の株式の譲渡益の免税も含め、台湾で日台租税協定適用による免税を受けるためには、台湾の税務当局に申請が必要となる点に留意が必要です。

5. みなし株式譲渡

株式の直接の譲渡以外でも、台湾で株式譲渡とみなされる状況があります。主として株主法人の組織再編等による株主の移動です。次のような例があります。

i) 日本親会社における事業譲渡および分割

日本親会社が組織再編のため、台湾法人を保有する事業部をスピノフし、他法人に事業譲渡する場合や分割して新会社とする場合。

ii) 日本親会社の吸収合併

日本親会社が他法人に吸収合併され、台湾法人の親会社が変わる場合（会社消滅段階の課税理論に基づく場合）。

これらの株主の移動において、台湾法人の保有する土地の含み益が大きい場合に、台湾での建物・土地合一課税の要否および日台租税協定適用による譲渡所得免税の適用の可否等の検討が必要になり

ます。親会社側で台湾株式譲渡の認識がない可能性もありますので、ご注意ください。

6. 日本のグローバル・ミニマム課税との関係

台湾の法人税率は20%です。しかし、台湾子会社に2015年12月31日以前取得の土地の譲渡がある場合、土地増値税の課税を受けるものの、譲渡益課税を受けないため、台湾子会社の実効税率が15%を下回る可能性があります。

一方、日本では2024年4月1日以降に開始する会計年度より、グローバル・ミニマム課税が開始されています。そのため、台湾子会社による土地譲渡により、日本親会社において所得合算ルール（IIR）に基づく課税を受ける可能性があります。

関連情報

ウェブサイトでは、関連法規等を紹介しています。

<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/tw/pdf/2021/04/Kpmg-News202101J.pdf>

台湾の最新情報は下記をご覧ください。

<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/global-support/taiwan.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG台湾

友野 浩司 / パートナー

☎ +886-2-8101-6666 (代表電話)

✉ kojimoto@kpmg.com.tw

韓国税務当局の動向およびTPへの対応方法 外国人投資に対する政府支援の強化

KPMG 韓国

TAX3本部(日系企業税務担当)

キム・ジョンウン／パートナー

ベク・チョンウク／パートナー

韓国は景気低迷の長期化により2年連続で税収欠損の状況におかれています。このような税収赤字を軽減するための韓国税務当局の努力によって税務調査による追徴金額は例年に比べて増加傾向にあり、税務署の調査を受けていた企業が地方国税庁の調査を受けることで課税リスクが増加する流れにあります。

ただし、納税者が税務調査対象者として選定されても、税務調査の事前通知の前に Advance Pricing Agreement (以下、「APA」という)を申請している場合には、その対象期間の移転価格調査は猶予できますので、これを積極的に活用する納税者が多いです。

外国人投資に対する大韓民国政府の支援強化政策には、代表的なものとして外国人投資促進法による現金支援政策と租税特例制限法による投資税額控除があります。現金支援政策の場合、外国人投資家の増資、または外国人投資家の所有持分率が30%以上である外国人投資企業が社内留保金に再投資する金額の一定比率を政府が現金で支援するものです。また、租税特例制限法による投資税額控除は新成長源泉技術、または国家戦略技術を保有している企業に投資する事業用資産の取得金額の一定比率を税額控除として法人税を減額する制度です。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

POINT 1

韓国の税収予算、実績現況および納税者への影響

- 法人税収入の減少により直近2年の税収赤字となっている
- 税収赤字により税務調査による追徴金額は例年に比べて増加する傾向が強まっている。また、2024年度税制改正により、移転価格関連の正常価格調整に関連する更正請求に対しては、その期限を6ヵ月以内に延長しており、移転価格に関連する還付は一層遅延することが予想される
- 税務調査の事前通知の前にAPAを申請しているとその対象期間の移転価格調査は猶予できるので、これを積極的に活用するケースが多い

POINT 2

外国人投資に対する政府支援

- 半導体、二次電池等の主力産業の発展および投資誘致のために韓国政府は現金支援制度や投資税額控除のような支援政策を拡大している
- 特に、外国人投資家が半導体および二次電池等の産業に投資する場合、外国人投資促進法の要件を充足すれば投資金の一定比率に相応する現金を支援し、投資した事業用資産は税額控除対象として法人税減免を支援する



キム・ジョンウン
Kim Jung-eun



ベク・チョンウク
Baik Chun-Wook

①
韓国税務当局の動向およびTP
への対応方法

韓国税務当局の動向

(1) 30.8兆ウォンの税収赤字

韓国は景気低迷の長期化により2024年に30.8兆ウォン規模の税収赤字となりましたが、これは2023年56.4兆ウォンの税収赤字に続く2年連続の税収欠損に該当するものです。

企画財政部によると、2024年の年間国税収入は前年に比べて7.5兆ウォン減少しただけではなく、全体の税収が国家予算に大幅に及ばなかったために30.8兆ウォンの税収欠損が発生したということです。すなわち、政府が予想していた金額よりも実際に集められた税金が30.8兆ウォン足りなかったこととなります。

国税庁が発刊している統計資料を見ると、税収赤字の最も大きい原因は法人税の収入減少であることが分かります。これは景気の悪化による企業の実績不振による法人税納付額の減少が最も直接的な原因と考えられ、現政府による企業にやさしい減税政策が法人税収入の減少原因の1つと見ることを否定するのは難しいと思われます。統計資料上の数値を見ると、所得税は1.6兆ウォン、相続税は1.1兆ウォン増加し、付加価値税も物価上昇によって8.5兆ウォン増加した一方で、法人税は前年対比で17.9兆ウォンも減少しました（図表1参照）。

(2) 国税行政の運営方向およびその影響

このような2年連続の税収赤字が発生したことを受けて韓国税務当局の内部では危機感を隠せずにおり、税務当局自らが税収管理の必要性を強調しながら、これを克服するための国税行政運営方案を発表しました。主な内容としてはまず、景気条件、資産市場の動向等の税収変動要因

を綿密にモニタリングすることでこれらの影響等を把握および分析し、このような税収変動要因による月別の税収進行状況を適時に報告するようにして、税収赤字を最小化するために管理しています。

このような税収赤字を減らすための韓国税務当局内部での要求および常時管理によって国税行政公務員は税収を意識しないわけにはいなくなり、韓国税務当局の国税行政運営方向に合わせて業務を行っています。

その結果、税務調査による追徴金額は例年に比べて増加する傾向が強まっており、課税イシューに対して調査期間内に納税者が十分に納得しないまま追徴されるケースも発生しています。また、課税当局内部での執行基準上、約500億ウォン規模を基準としてそれ以下およびその境界にいる企業は税務署の調査を受けることが一般的であったところを、最近は税務調査の実績が多い地方国税庁の調査対象となるケースが見受けられます。

日系企業を含む外資系企業は国外関連者との取引が多いため、移転価格に関する課税リスクが高いです。

ただし、売上が約500億ウォン未満の外資系企業は、これまで相対的に移転価格調査に対する実績が少ない税務署の一般調査官から調査を受けてきたことにより、実質的には移転価格課税リスクに大きくさらされることはありませんでした。しかし最近は国税行政運営方案による影響によって、以前には税務署管轄であった企業が地方国税庁から調査を受ける対象となるケースも発生しており、移転価格調査

の強度も例年に比べて高まっているため、移転価格税制による課税リスクが増大している状況です。参考までに、地方国税庁の場合は外資系企業の税務調査のみを専門に行う部門である“国際取引調査局”が別途存在し、同部門では多様な移転価格課税事例を互いに共有しながら調査官をトレーニングしています。

国税行政運営方案はまた、更正請求にも影響を及ぼしています。納付税額の還付に対する課税当局の検討期間が過去2～6ヵ月ほど所要されていたところ、最近は6ヵ月～1年以上に長期化しており、過去にはすでに還付を受けていたであろうイシューに対しても課税当局が疑念をもって再検討することによって、還付遅延となる傾向が強くなっています。

また、2024年には税法を改正して、2ヵ月以内であった更正請求期限について、移転価格関連の正常価格調整に関連する更正請求に対しては、その期限を6ヵ月以内に延長しました。実務的には税務当局からの資料要請および追加検討等で2ヵ月以上所要されていますが、移転価格に関連する更正請求については規定上でも6ヵ月以内へと4ヵ月延長したことで、今後、移転価格に関連する還付は一層遅延することが予想されます。

(3) 納税者としての対応 APAの活用

このような移転価格課税リスクの高まりおよび正常価格調整に関連する更正請求による還付遅延を克服するために、韓国に進出している日系企業の納税者においてAPA制度の活用必要性およびその

図表1 年度別の韓国税収現況 (単位:兆ウォン)

区分	FY2020	FY2021	FY2022	FY2023	FY2024
予算	279.7	314.3	396.6	400.5	367.3
実績	285.5	344	395.9	344.1	336.5
差異	5.8	29.7	△ 0.7	△ 56.4	△ 30.8

出所:KPMGジャパン作成

効果は一段と高まると考えられます。

韓国国税庁が直近に発表した“2023 APA年次報告書”によると、APAの申請および処理件数は全般的に増加推移にあり、当初APAが締結された1997年から2023年の間、二国間APAの場合は開始日から締結日まで平均30ヵ月が所要されていたとのことです。ただし、2023年に処理されたAPA 87件の平均処理期間は27ヵ月で例年に比べてさらに短縮されています。これは、パンデミックが過ぎた2023年に二国間APAの円滑な進行を目指して締約相手国との対面会議を再開し、条件上、対面会議が難しい場合には、電話やビデオ会議を積極的に活用した結果であると思われる。

2023年まで韓国税務当局で処理されたAPA 753件を分析してみると、国際取引の産業別性質による11の産業群のうち、火薬/医薬産業の企業が125件と最も多く、コンピュータ/LCD/携帯電話産業の企業が119件でそれに続いています。韓国税務当局は当該産業に対する実績が豊富であるだけに、関連企業のAPAの進行速度は一層スピードを増すことが予想されます。

一方で、2023年までに処理された二国間APAの532件のうち、交渉相手国が日本である案件は154件で最多ですが、これは多くの日系企業がAPAを積極的に活用して移転価格課税リスクをヘッジしており、韓国と日本の税務当局間の相互協議も円滑に行われていることが分かる統計であると言えるでしょう。

韓国の場合、納税者のAPA申請によって税務調査が中断されることはありませんが、納税者が税務調査対象者に選定されても、税務調査の事前通知前にAPAが申請されている場合には、APA確認申請対象期間の国際取引に対する移転価格調査が猶予されるため（国際租税事務処理規程第81条）、これを積極的に活用して移転価格課税リスクをヘッジする時期であることに間違いのないと思われます。

II

外国人投資に対する政府支援の強化

現金支援および国家戦略技術税額控除の概要

(1) 現金支援（Cash Grant）制度

①Cash Grantは高度技術随伴、技術移転、雇用創出、適正な立地地域等を備えた外国人直接投資に対して交渉を通じて投資金額のうちの一定金額を現金で支援する制度であり、また、Greenfield型の投資（工場施設の新設・増設）を行う外国人投資比率が30%以上である外国人投資企業に直接投資金額（FDI）の10～40%を産業通商資源部と地方自治体が協議を通じて支給する制度です（図表2参照）。

②2004年に韓国に導入されたCash Grantは、外国人投資企業に対する支援を行うことで継続的な雇用創出および生産増大等の効果創出を目指し、外国人投資企業はもちろん、国家と地方経済の活性化のために導入が決定されました。香港、シンガポール等にもCash Grantと類似する制度があります。

③韓国の産業通商資源部は毎年、500億ウォン程度の規模のCash Grant予算を策定していましたが、2024年からは同予算を800億ウォンに引き上げました。

④過去にもCash Grantを活用してさまざまな大規模FDIを成功させてきたことを見ると、全世界的にTax incentiveが無効化するトレンドのなかで、外国人投資企業の誘致活性化のためのCash Grantは主要な政策であると判断されます。

⑤Cash Grantの対象事業は外国人投資促進法第14条の2第1項に挙げられています。

⑥Cash Grant対象事業であるかどうかの判断を受けるためには、1) 総投資金額および内訳、2) 雇用規模、3) 技術波及効果、4) 地域経済に対する寄与度、および5) その他産業通商資源部長官が定める事項を含めた事業計画書を提出しなければならず、当該申請書は外国人投資委員会の審議を経て対象であるかどうかおよびCash Grant支給額が決定されます。

(a) 提出された事業計画書は技術的評価・財務的評価のために評価委員会から評価を受けることになり、評価委員会の開催後10日以内に総合評価点数および現金支援の適合性に対する結果を申請人に通知しなければなりません。

(b) 評価委員会は充て職である産業通商資源部の投資誘致課長と外部の人員で構成され、充て職委員を含めて7名以上12名以内の委員で構成されます。

(c) 現金支援の適合性の判断は評価委員会の平均評価点数が60点以上である場合、過半数以上の賛成によって現金支援の適合性を決定します。

図表2 Cash Grant対象事業

外国人投資促進法第14条の2第1項

- ①「租税特別制限法」第121条の2第1項第1号による事業を営営するために工場施設を新たに設置するか、増設する場合
- ②「産業発展法」第5条による先端技術及び先端製品の事業を営営するために工場施設を新たに設置するか、増設する場合
- ③「素材・部品・装備産業の競争力強化のための特別措置法」第2条第1号及び第2号による素材・部品及び装備として大統領令で定める素材・部品及び装備を生産するために工場施設を新たに設置するか、増設する場合
- ④大統領令で定める常時勤労者数を超過する規模の新規雇用を創出する場合として工場施設を新たに設置するか、増設する場合

出典：国税法令情報システム

⑦Cash Grantの申請法人は現金支援金を受け取った後、毎年、大韓貿易投資振興公社（KOTRA）に申請内容に沿って投資が履行されていることを報告しなければなりません。

(a) 大韓貿易投資振興公社の長は契約期間中に申請人の投資支出計画、雇用計画、研究開発等の外国人投資現金支援計画書に明示されている義務の履行について毎年点検し、その結果を関係する地方自治体の長と産業通商資源部長官に提出しなければなりません。

(b) 申請人は契約期間にわたって約定した義務を履行できなかった場合や当該事業をこれ以上行うことができない場合には、支給を受けた現金支援金を返還しなくてはなりません。

⑧Cash Grantの申請および審議対応、事後管理規定に対して韓国内での投資を計画する段階から十分に理解をし、制度を活用しなければなりません。

(2) 国家戦略技術の税額控除制度

①国家戦略技術に関連する税額控除は租税特例制限法に規定されており、R&D税額控除と投資税額控除で構成されています。

(a) R&D税額控除の場合、一般的なR&D税額控除が研究費支出費用の2%を限度としている半面、国家戦略技術R&D税額控除はその限度を40%としています。

(b) 投資税額控除もまた一般投資税額控除が投資金額に対する税額控除率を1%と規定している半面、国家戦略技術投資税額控除は15%の高い税額控除率が適用されます（図表3参照）。

②国家戦略技術税額控除を適用するためには会社が保有している技術が租税特

例制限法で挙げている技術に該当するかの審議を通じて確認を受けなければなりません。

(a) 租税特例制限法で挙げている技術は、半導体、二次電池、ワクチン、ディスプレイ、水素、未来型移動手段およびバイオ医薬品産業に関連するもので、特に半導体と二次電池に関連する技術は設計から製造までのすべての技術が含まれています。

(b) 挙げられている技術を所有している企業は発生するR&D費用と事業用有形資産に投資した金額（土地、建築物を除く）に対して高い税額控除の適用が可能です。

③国家戦略技術に該当するかどうかは納税者が提出した国家戦略技術等の審議申請書類を専担機関である韓国産業技術振興院の審議事務局で事前調査を行い、審議委員会からその可否の確認を受けて適用可能かどうか決定されます。

(a) 申請書類提出後に審議結果の通知までは6か月を超過することができません。

(b) 専担機関の事前調査段階では書面調査、および必要な場合には現場調査が行われ、主にR&D結果が国家戦略技術の水準を超過するかどうかと、当該技術を使用する事業用資産が実際に存在するかに対する検討が行われます。

(c) 専担機関は事前調査の検討結果に基づいて総合意見書を作成し、審議委員会に提出します。

(d) 審議委員会は企画財政部の税制室長および産業通商資源部の産業革新成長室長を共同委員長とし、各産業別専門家を外部委員として13名以内で構成します。

④国家戦略技術税額控除の対象であるかに対する結論は審議委員会の議決後15日以内に申請人に通知しなければなりません。

⑤申請人である内国法人は審議委員会の結果に基づいて、過去事業年度に支出した研究費および事業用有形資産の投資金額に対する国家戦略技術税額控除の適用を、更正請求を通じて受けることができます。

(a) 現在の韓国の税法上の国家戦略技術の対象であるかに対する審議が先行されなければならないため、国家戦略技術税額控除は当初の法人税申告ではなく更正請求でのみ適用を受けることができます。

図表3 国家戦略技術対象技術（一部要約）

租税特例制限法施行令別表7の2及び同法施行規則別表6の2

- ①半導体：先端メモリ半導体の設計・製造技術、次世代メモリ半導体（STT-MRAM、PRAM、ReRAM）製造技術、高速コンピューティングのためのSoC設計及び製造（7nm以下）技術等
- ②二次電池：高エネルギー密度の二次電池パックの製造技術、高性能リチウム電池部品・素材・セル及びモジュール製造技術、使用後バッテリー評価及び選抜技術、使用後バッテリーの再活用技術等
- ③ワクチン：防御抗原等のスクリーニング及び製造技術、非臨床試験技術、臨床薬理試験評価技術（臨床1相試験）等
- ④ディスプレイ：AMOLEDパネルの設計・製造・工程・モジュール・駆動技術、環境にやさしいQD(Quantum Dot)素材を適用したディスプレイパネルの設計・製造・工程・モジュール・駆動技術等

出典：国税法令情報システム

III

まとめ

法人税収の減少により韓国税務当局は税収管理を強化し、税務調査の頻度と追徴金額が増加しています。日系企業は

移転価格課税リスクが高まっているため、APA制度の活用が重要です。一方、韓国政府は外国人投資を促進するため、現金支援制度（Cash Grant）と国家戦略技術税額控除を提供しています。これにより、外国人投資企業は投資金額の一部を現金で支援され、高い税額控除を受けることができます。支援制度の申請および審議対応、事後管理規定を十分に理解し、適切に活用することが重要です。

関連情報

KPMG韓国コンテンツ

ウェブサイトでは、KPMG韓国主催のセミナーや韓国の最新動向に関するニュースレターなどを紹介しています。

<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/global-support/korea.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG韓国

キム・ジョンウン／パートナー

☎ +82 2 2112 0100（代表電話）

✉ jungeunkim@kr.kpmg.com

ベク・チョンウク／パートナー

☎ +82 2 2112 0100（代表電話）

✉ cbaik2@kr.kpmg.com

IPO実現のために必要なタスクとは

株式会社フェアコンサルティング

伴 仁氏／代表取締役

あずさ監査法人

天羽 啓二／シニアマネジャー

本稿は、株式会社フェアコンサルティングの代表取締役伴 仁氏との対談です。IPOを目指す企業は、その実現に向けて、どんなところを押さえておけばいいのでしょうか。あずさ監査法人のOBで海外に進出する日系企業のサポートをする株式会社フェアコンサルティングの代表取締役 伴 仁氏を迎え、あずさ監査法人の天羽 啓二がIPOの海外進出支援や支援業務などについて意見を交わしました。

✓ POINT 1

日本のベンチャー・スタートアップやIPOを目指す企業には、まずは国内マーケット志向でということが多いものの、日本のマーケットの成長性を考えると、どこかのタイミングで海外を目指していかなければならない状況にある。

✓ POINT 2

IPOを実現するために上場審査で求められるタスク、上場後に企業に求められるルール、最近の上場審査における注意事項が存在する。



天羽 啓二
Keiji Amou

I

IPOを目指す会社の海外進出とは

天羽 私たちの先輩であり、現在は、株式会社フェアコンサルティングの代表を務めながら、世界中を飛び回っていらっしゃる伴さんをお迎えして、IPOの支援業務についてお話をさせていただければと考えています。伴先生は、現在どのようなお仕事をされているのでしょうか。



株式会社フェアコンサルティング
代表取締役 伴 仁氏

伴氏 私は1998年に、朝日監査法人大阪事務所（現・あずさ監査法人）に入社して、2年間監査業務をしたのちに、約4年間、IPOの支援業務を担当させていただきました。あずさ監査法人を卒業後は株式会社フェアコンサルティングを立ち上げ、20カ国・地域に、35の直営の事務所を展開し、公認会計士をはじめとする日本人専門家を配置し、日系企業の皆さまの海外進出、海外でのビジネスのサポートをし、20カ国

に35の事務所を展開、公認会計士や専門家を配置し、日系企業のお客様のサポートをさせていただいています。

天羽 20カ国・地域35拠点で展開されているとお伺いし、あらためてものすごいスピードで成長されていると思いました。

伴氏 日本、香港、中国、ベトナムという順番で進出し、アジアを面で押さえてから欧米に拠点を作るという形で進めてきました。あずさ監査法人時代の経験があったことで、KPMGの皆さまとも、いくつかの国でコラボしながら仕事をさせていただいています。

天羽 私が担当している会社でも海外進出を考えているところも多く、その進出の順番も似ているなという気がします。

伴氏 日系企業の進出が多い国、ということになりますからね。

天羽 IPOを目指す方のなかにも海外進出をお考えの方もいらっしゃると思いますが、最近、どんなことをお感じですか。

伴氏 日本のベンチャー・スタートアップやIPOを目指す企業には、まずは国内マーケット志向でというところが多いと思うのですが、日本のマーケットの成長性を考え

ると、どこかのタイミングで海外を目指していかなければなりません。その時に当社がお手伝いできたらいいと考えています。まずは、IPOを目指す会社の、本業以外の業務の足元を支えたいという気持ちで日系企業様のサポートをさせてもらっています。

天羽 海外進出をするとなると、言語も違えば文化も違います。そのあたりのそのインフラの整備はなかなか分からないことが多いです。

伴氏 そうですね。私たちのほうが先にそうした国々に出ているので、言語や文化が違うなかで本業に邁進していただけるようにサポートしていきたいと考えています。

II

上場前から上場後まで求められるものは

天羽 本日の1つのテーマとして考えているのはIPO実現のためのタスクです。IPOを実現するために上場審査で求められるタスク、上場後に企業に求められるルール、最近の上場審査における注意事項について深掘りをさせていただければと考えています（図表1参照）。

図表1 上場審査確認事項

項目	具体例
第1章 株式上場の基礎知識	●市場の種類と特徴 ●メリット・デメリット ●上場審査の流れ ●上場スケジュール ●グローバルオファリング
第2章 上場準備活動の実務	●経営管理体制 ●業務管理体制 ●予算統制将来計画 ●会計管理体制
第3章 関係会社等の整備	●関連当事者取引（関連当事者等との不動産の賃貸借等） ●子会社株式上場の実務 ●MBO
第4章 資本政策の実務	●ストックオプション ●株価算定 ●従業員持ち株会
第5章 業種別上場審査のポイント	●IT産業の上場審査のポイント ●コンテンツ産業の上場審査のポイント ●バイオ産業の上場審査のポイント
第6章 上場後のリスクマネジメント	●ディスクロージャー制度 ●株価リスクとIR戦略 ●上場会社における不祥事対応 ●上場維持基準

出所：2025年8月刊行予定『株式上場の実務ガイド＜第5版＞』（中央経済社刊）を基にKPMGジャパン作成

1. 株式上場の基礎知識

まず取り上げるのは株式上場の基礎知識です。IPOを目指すにあたって、日本の株式市場の現状と、上場までのスケジュールについて取り上げています。株式市場については、東京証券取引所は2022年にプライム、スタンダード、グロースという3つの区分に再編成しました。上場基準や、上場を維持するための基準がそれぞれの市場で定められていて、既存の上場企業に関しては経過措置として基準を満たしていない企業でも「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出することで、暫定的に融和された基準で市場に残ることができました。しかしその経過措置は2025年の3月31日で終了し、その後1年の改善期間を設け、基準を満たせなければ監理・整理銘柄に指定されて上場廃止になります。300社近くの企業が2025年4月から改善期間を迎えると整理されていますが、上場を目指される方々は、事前にしっかり理解しておいていただきたいと思います。



有限責任 あずさ監査法人
天羽 啓二

次にスケジュールです。IPOのプロセスで、上場申請を行う期が「申請期（N期）」で、申請期の直前期をN-1期、直前々期をN-2期、直前々々期をN-3期とありますが、ゴールから逆算をして進めていくことがIPOの実現のためには必要です。

2. 上場準備活動の実務

2つ目ではこうした知識を身に付け上場準備に入っていただくなかで、上場準備活動の実務として経営管理体制、予算制度、会計管理体制についてお伝えします。

経営管理体制については、非上場の会社では上場会社で必要となる会社法や、金融商品取引法、有価証券上場規定などはあまり意識されていないかもしれませんが、上場会社は、一定のルールで運営する必要があるということを認識していただきたいと思います。予算制度について上場会社では、事業計画を作成する際には、業績予想を通じて成長を数値化する必要があります。その際にトップダウンではなく、社員の意見を取り入れた積み上げ方式とすることを意識していく必要があります。予算と実績の比較、そして必要に応じて改善をしていくという計画作りが必要だということです。会計管理体制は、私たちのプロフェッショナル領域ですが、ここは昨今さらに重要な領域になってきていると考えています。近年、投資家の方々は、企業の売上高を示すトップラインが投資判断の重要な要素と捉えるようになりました。収益の認識基準が変更されたことで、顧客との契約で資産に対する支配を顧客に移転する「履行義務」を意識した会計をすることが求められるようになりました。キャッシュベースで管理する会社や注文ベースで管理する会社等においては、収益認識の基準とタイミングの違いから、会計上の数字が異なる結果となることがあります。こうしたことも事前に認識していただくことが重要となります。

3. 関係会社等の整備

3つ目は関係会社等の整備について、特に企業に対して直接的または間接的に影響を及ぼす可能性のある人物や組織＝関係当事者との取引の話をしています。非上場の会社は関連当事者と取引をしがちで

す。見ず知らずの会社と取引をするよりは安心なので、それはそうなのですが、上場をすると、上場した会社に出資している株主からみると企業価値最大化という観点からは、うがった見方をされがちなので、やめていただくケースが多くなります。



4. 資本政策の実務

4つ目は資本政策の実務です。これには2つあって、まずは、事業の運営に必要なお金をデット（融資）で調達するのか、エクイティ（増資）で調達するのかということです。エクイティで調達するならベンチャーキャピタルに出資をしてもらうのか、アライアンスを前提として企業に出資をもらうのか、いずれにしても経営に大きく影響することですので事前に絵を描いておくことが必要だと考えています。もう1つが、ストックオプションです。複雑なスキームが増えていて、税制面や会計面で留意すべきことが数多くあります。特に会計面では、合理的な価値を意味する株価の公正価値の算定は、損益計算書にも反映されるので大切と考えます。非上場の企業が株価の公正価値を算出するには専門家を利用することが求められますので、十分な留意が必要となります。

5. 業種別上場審査のポイント

5つ目として、上場審査はすべての業種が一律ではなく、業種別に上場審査のポイントがあるので確認をいただければと思います。

6. 上場後のリスクマネジメント

上場後のリスクマネジメントも重要です。上場後もIRやタイムリーディスクロージャーなど投資家目線の経営が必要になってくることを紹介したいと考えています。

III

昨今のIPO支援とは

天羽 フェアコンサルティングは、顧客の上流、記帳や税務のサポート、海外進出などのサポートがメインになると思うのですが、いかがでしょうか。

伴氏 そうですね。上場準備中の会社が困っているのは、人の部分やお金の部分で、特に人についてはお困りの会社が多いですね。

そうした状況のなかで、監査法人でなければできないことと、私たちのような会社だからできることを、しっかりとすみ分けをして、一緒に仕事ができればいいと思

います。また、私は、海外という分野で仕事をさせてもらっていますが、スタートアップ・ベンチャーのビジネスに、海外という要素を掛け合わせることで、上場後の企業価値をもっと大きくできるような支援も一緒にできればと思っています。

天羽 ありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

2025年7月刊行予定『株式上場の実務ガイド＜第5版＞』（中央経済社刊）

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2021/06/publications.html>

本書は、第4版（2022年3月）以降の東京証券取引所の市場再編に伴う取引所規則の改正や会社法・金融商品取引法等の改正、その他制度改正を網羅するとともに、株式上場の基礎知識として「取引所の規則」を解説するほか、「業務管理制度」「会計管理制度」および「利益管理・予算統制」などの内部管理制度から、「上場後のリスクマネジメント」まで広く取り上げ解説しています。

また、新たなQ&Aとして、「新リース会計基準の適用」に関する論点や上場申請書類に関する実務上の論点について解説を加えています。

関連コンテンツ

企業成長支援に関する情報発信をしています。

<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/advisory/ipo/domestic-listing.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
天羽 啓二／シニアマネジャー

✉ keiji.amou@jp.kpmg.com



（左）有限責任 あずさ監査法人 天羽 啓二 （右）株式会社フェアコンサルティング 伴 仁氏

金融機関に今求められる エンタープライズアーキテクチャ

KPMGコンサルティング
Financial Services -Solution

竹田 信弘／アソシエイトパートナー

吉村 泰生／リードスペシャリスト

金融機関の持つ課題の本質は、ビジネスモデル変革への対応と、基幹インフラとしての透明性・堅牢性の維持という、「攻め」と「守り」両面の対応を高度に求められていることにあると考えます。

その対応には、自社全体の資産・業務の把握レベル向上が必須であり、エンタープライズアーキテクチャ（以下、「EA」という）の考え方が有用です。しかしながら、従来型のEAは、重厚長大であるため、作成・維持に多大な労力を要しがちという側面を持ちます。

本稿では、段階的かつ軽量に作成・維持し、かつ現在の金融業界の要件にも対応可能なEAの要件・コンセプトを解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

✓ POINT 1

金融機関は常に変革と安定という攻め・守りの高度な両立を求められているため、対応には自社の資産・業務の把握レベル向上が必須。

✓ POINT 2

自社の資産・業務の把握レベル向上にはエンタープライズアーキテクチャの考え方が有用であるが、従来の手法は重厚長大で課題が多い。

✓ POINT 3

現代の金融機関に即したモダン化されたエンタープライズアーキテクチャとして、軽量・実用的・幅広いスコープへの対応を骨子とした新しい手法の要件・コンセプトを提言する。



竹田 信弘
Nobuhiro Takeda



吉村 泰生
Taisei Yoshimura

①

今、求められるエンタープライズアーキテクチャ

1. 金融機関に求められる「攻め」と「守り」

「次々に登場する新しい技術を、どのタイミングで採択すべきなのか」。金融機関の経営層やDX推進担当者から、よく寄せられる相談です。新しい技術を積極的に取り入れたい一方で、未成熟な段階で採択したくないという悩みは、どの業界にも共通して見られるものです。しかし、この「攻め」と「守り」のジレンマは、社会・経済における位置付けや取り巻く環境を背景に、金融機関にとっては、特有の「広さ」と「深さ」を持って眼前に広がっているといえます。

本稿では、金融機関におけるEAについて論じるものですが、まずは、前提とな

る金融機関特有の課題について見ていきます（図表1参照）。

(i) 「攻め」の観点

金融庁が公表した「2024事務年度 金融行政方針」（以下、「金融行政方針」という）¹のI章では、「金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長に貢献する」というタイトルの下に、生成AIやフィンテックなどの新たな展開に向けた対応、暗号資産取引やWeb3.0の健全な発展、決裁・取引インフラの高度化への対応の方向性が述べられています。

また、金融機関に求められる役割は、このような金融機能の高度化にとどまらず、地域におけるプラットフォームとしての役割などにも及びます。内閣官房の新しい地方経済・生活環境創生本部事務局が自治体に向けて行った2024年度のアンケート調査²では、地方自治体と金融機関との連携が進んでいる状況を示したうえで、依

然として需要に対してギャップがある領域として、地域経済などに関する情報提供・政策、財務、事業に関するノウハウやコンサルティングの提供などが挙げられています。

(ii) 「守り」の観点

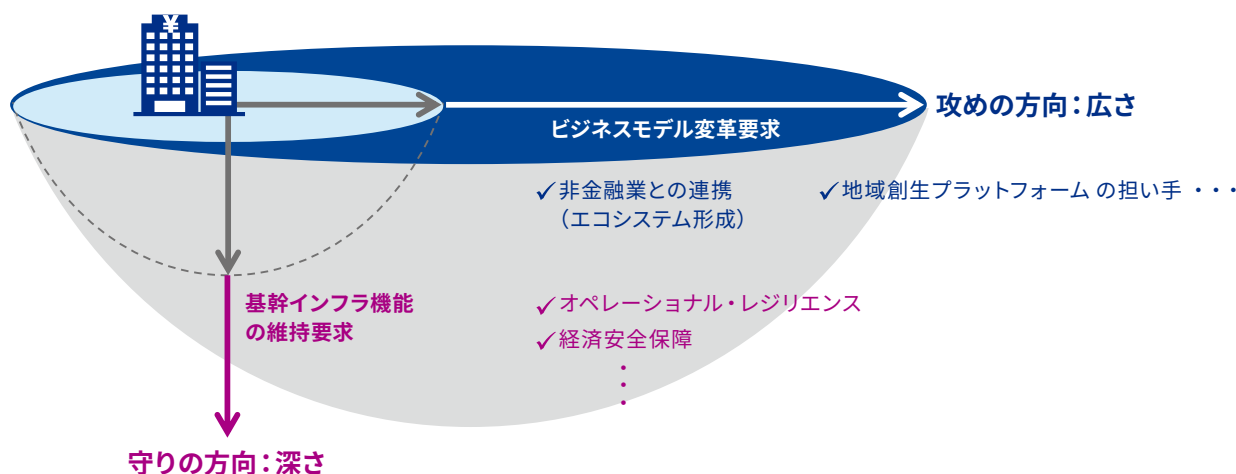
「金融行政方針」のII章においては、「金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する」というタイトルの下に、「財務の健全性・業務の適切性確保のための深度あるモニタリング、およびサイバーリスクやマネーロンダリング、金融犯罪等の台頭する業界横断的なリスクへの対応」や「ビジネスモデルの持続可能性の確立」の必要が述べられています。

また、2022年に金融庁によって示された「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方（案）」³では、システム障害、テロやサイバー攻撃、感染症、自然災害等の事象が発生しても、金融機

図表1 金融機関を取り巻く環境と課題

「攻め」の変革要求の広さ、「守り」の維持要求の深さが 現代の金融機関の抱える課題の特徴

“金融機能をはるかに超えた役割・機能の拡大を！”
“基幹インフラとしての基本機能はどこまでも透明かつ堅牢に！”



出所：KPMGジャパン作成

関が重要な業務を、最低限維持すべき水準（耐性度）において、提供し続ける能力が求められています。

さらに、2022年5月に制定された経済安全保障推進法⁴では、特定重要設備⁵の導入・維持管理等の委託をする際には、事前に審査が必要とされています。たとえば、銀行業における事前審査には、預金取引、貸付け、為替取引の勘定処理を行う情報処理システムに関する構成設備（業務アプリケーション・オペレーティングシステム・ミドルウェア・サーバー）や、それらの開発・運用・保守等も含む契約先までにわたる事前申請が必要になります。

2. 金融機関が抱える課題の本質とは

上記のような環境下において金融機関が直面するのは、「攻め」と「守り」に対して求められる要求の「広さ」と「深さ」です。金融機能以外についても幅広い役割が求められながら、社会インフラとしてはどこまでも透明・堅牢であることが求められている点において、他業態と比べて著しく高い要求にさらされているといえます。公共性の高い性質を持った業態であるがゆえの宿命ともいえるものの、広く深い变革要求と深い維持要求に対して一貫性を持って取り組まなくてはならない点が、金融機関の抱える課題の本質だといえます。

3. 変化と安定の両立のための自社把握能力の向上

上述の課題への対応に必要なのは、自社の業務活動と資産に対する把握能力の向上です。変化の追従・安定の維持を両立させるために以下のポイントが挙げられます。

- 自社の業務活動と自社の資産（アプリケーション・組織等）の全体像を把握していること
- 変化に対しての影響範囲を把握し、影

響範囲とリスクを判断できること

- 変化の方向性に関し、事業戦略・デジタル化戦略に沿っているか・自社のリソースで対応可能であるかを判断できること

自社の活動と資産の把握レベルを一定以上に上げておくことで、変化への対応力を維持するのです。

逆に、これらが達成されていないと、自社の状況が把握できていないまま個々の変革テーマが実行されることになります。初期段階における影響調査が限定的な範囲のみにとどまるため、実行時に、既存システムや既存プロセスとの不整合が発覚するといった負のシナリオが起こり得ます。

4. エンタープライズアーキテクチャの導入

自社の業務活動と資産の把握力を向上させるためには、EAが有効であると考えられます。その有効性については、昨今、金融機関のマネジメント層との議論を通じて、確信を持っているところです。

EAとは、自社の業務活動や資産をモデル化し、全体像を把握する手法です。モデル化とは、対象をある一定の方法で抽象化して文書化することであり、地図や建築図面などもその結果のモデルであるといえます。

EAにおいて自社の業務や資産をモデル化する対象は、組織、ロール、業務機能、データエンティティ、システム機能（サービス）などが挙げられます。

EA自体の歴史は古く、欧米では1980年代からザックマン（Zachman）フレームワーク、連邦エンタープライズアーキテクチャ、TOGAF（The Open Group Architecture Framework）⁶などのフレームワークが登場し、各所で導入されてきました。日本では、2000年頃に経済産業省の主導により多くの自治体で導入された

ほか、大手製造業などでも導入されています。

II

エンタープライズアーキテクチャのモダナイズの必要性

1. 従来型EAの問題とモダナイズの必要性

EAは歴史と実績のある手法です。一方で、多くの人が、EAは重厚長大であり、導入には多大な労力と期間を要するものという印象を持っています。

その印象の多くは、2000年頃に日本で導入が進んだ従来型のEAが抱えた問題に起因します。当時のEA導入における目的は全体最適化であり、個々の領域ごとのシステム調達が独自の判断で行われることによる「類似の機能・データの重複」「ビジネスとシステムの乖離」「マスターデータの散在と二重管理」などの解消を目指していました。これらの目的を達成するため、まず現状（As-Is）を文書化し、課題と方向性を整理したうえで、あるべき姿（To-Be）を定めるというアプローチが採られました。

アプローチ自体は一見問題なく見えるものの、その多くは事後のメンテナンスが困難となり、実態と乖離した利用されない文書が多く残されてしまうという結果をもたらしたのです。

従来型のEAでは、以下の問題があったと考察します（図表2参照）。

問題① 成果物体系が重厚・詳細すぎ、作成の労力とメンテナンスの難易度が上がってしまった

どのような目的で、どこまでの対象・詳細度で記載するかという点が肝要です。ですが、当時はガバナンスなどの複数の目的が混在してしまい、その目的に対応すべく詳細な文書化が進み、定常的なメンテナ

ンスが困難でした。

問題② As-Is→To-Beという構成が、ビジネスおよびIT投資の実態・時間軸と乖離していた

ビジネスとITが刻々と変化し、短期・中期の対応が迫られるなかで、どの時点のTo-Beを描き、それをどのように短期・中期のビジネス・IT計画に結び付けられるかが不明確になったと考えられます。

問題③ 個々の取組みについてのメリットが薄く・関係性が不明確だった

自社の資産と業務を把握可能な文書は、本来は個々の企画・取組みにとって有用なものであり、たとえば、前述の「変更時の影響範囲の調査」などにも利用できるはずですが、しかし、利用者目線の考慮が十分でなく、またそもそもの目的に含まれていなかったと想定されます。

また、EA成果物と個々の取組みの関係性や、個々の取組みの結果で生じる変更の反映方法などのメンテナンス方法が不明確であったことが想定されます。

2. モダンなEAに求められる要件

ここまで、金融機関が「攻め」と「守り」における広さと深さへの対応要求・課題を抱えていること、それらがEAによって対応できること、一方で、従来の方法論には改善点もあることを論じてきました。ここからは、金融機関の課題に対応できるEA（モダンなEA）がどのような要件を有しているべきかについて考えていきます。

これまで論じてきた金融機関固有の課題と従来型EA自体の課題の双方から、3つの主要な要件とそれぞれ2つの詳細要件が挙げられます。以下、6つの詳細要件について、特徴と対応する課題について見ていきます。

- ① 幅広いスコープへの対応
 - ①-1 多様なプロセス・データへの対応
 - ①-2 社会最適の観点
- ② 軽量（ライトウェイト）
 - ②-1 成果物の段階的拡充
 - ②-2 軽量なガバナンススキーム
- ③ 実用性の確保
 - ③-1 実業務での用途が明確
 - ③-2 ライフサイクルが明確

①-1 多様なプロセス・データへの対応

ここで述べている「多様なデータ・プロセス」とは、金融機関を取り巻く環境変化に応じて、昨今その重要性が増してきたプロセス・データのことで、

「攻め」方向の課題への対応として、金融機関においても、昨今は、モバイルデバイスを活用した支店業務やソーシャルメディアを活用したマーケティング活動など、顧客体験や顧客の声を重視した業務設計が進んでいます。このような状況下においては、EAが従来守備範囲としてきた基幹システム（SoR: System of Record）中心の業務プロセスだけではなく、顧客との接点に関するシステム（SoE: System of Engagement）が守備範囲とする業務プロセスもEAの主要なスコープに入ってきます。⁷これに伴い、データに関しても、構造化データだけでなく音声やテキストのよう

な非構造化データも管理・活用することで競争力につながる時代になっています。さらには、業務データだけではなく、だれが・いつ・どのような業務を行ったかというプロセス・データも対象となります。

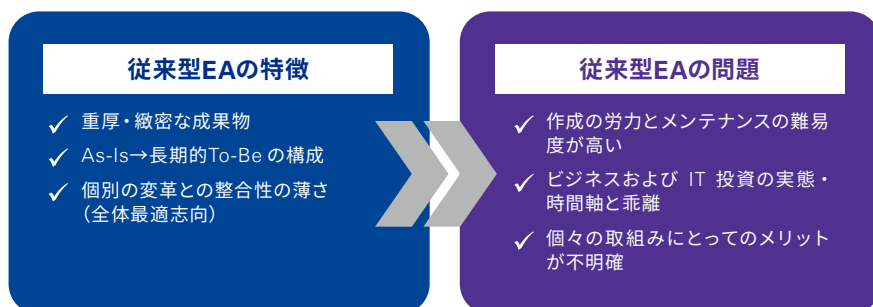
①-2 社会最適の観点

モダンなEAでは、自社内だけではなく、社会全体で利用可能な資源まで対象にします。自社以外の資産や外部との連携（インターフェース）の在り方を表現できるフレームワーク・方法論である必要があります。

情報処理推進機構（IPA）の『DX実践手引書 ITシステム構築編（完成 第1.1版）』⁸にも記載があるとおり、金融機関には、業界標準となっているサービスの利用や、外部事業者とのパートナーシップ、外部データの活用などが求められています。「社会最適」という概念で提唱されており、「全体最適」の「全体」を自社だけではなく、社会全体にまで拡大して捉えることを志向する発想です。

「社会最適」の観点においては、業務・データ・アプリケーション・システムの範囲も、自社だけではなく共同利用するシステムや各種クラウドサービス、連携先の外部事業者にもまで拡大して捉える必要があるということです。

図表2 従来型EAの問題



出所：KPMGジャパン作成

②-1 成果物の段階的拡充

前述の金融機関固有の課題と従来型EA自体の課題の双方から、モダンなEAは軽量（ライトウェイト）であることが求められます。ビジネス・テクノロジー変化への持続的な適応に必要なEA成果物が、常に活用される工夫が必要です。

そのためには、大量の成果物を一度に作るという傾向（従来型EAの問題①）、それゆえに作成している間に戦略や業務プロセスが変化する（従来型EAの問題②）事態を避ける必要があります。成果物を一度に定義するのではなく、コアとなる成果物を定義したうえで、段階的に拡充する手法が求められます。具体的には、ビジネスゴール、ビジネス機能、概念データモデルなど、数種類のコアとなる成果物を整合性を確保しながら先行して作成したうえで、後に詳細な成果物を具体的な変革テーマと連携しながら順次拡張していく手法です。

②-2 軽量なガバナンススキーム

順次拡張しながらEAを構築していくためには、必然的に、横串で一貫性を保つためのガバナンス機能が重要になります。一方で、ガバナンスのスキームが重厚かつ多大な手間がかかるようでは本末転倒です。

形式的なレビューボード型のガバナンスからコラボレーション重視のガバナンススキームへの転換が、モダンなEAには求められます。

そのためには、まずガバナンスチームのミッションとして、セキュリティや規制を遵守させるという一方の活動だけでなく、個々の取組みの最新状況を把握し、競争力強化のために、社内標準のアーキテクチャに対しフィードバックを行う、という双方向の活動を含めるべきです。

さらに、ガバナンスチームと各取組みのコミュニケーション方法についても、コラボレーションツールや生成AIなどのテクノロジーを積極活用し、柔軟で効率的なガバナンスプロセスとすべきです。

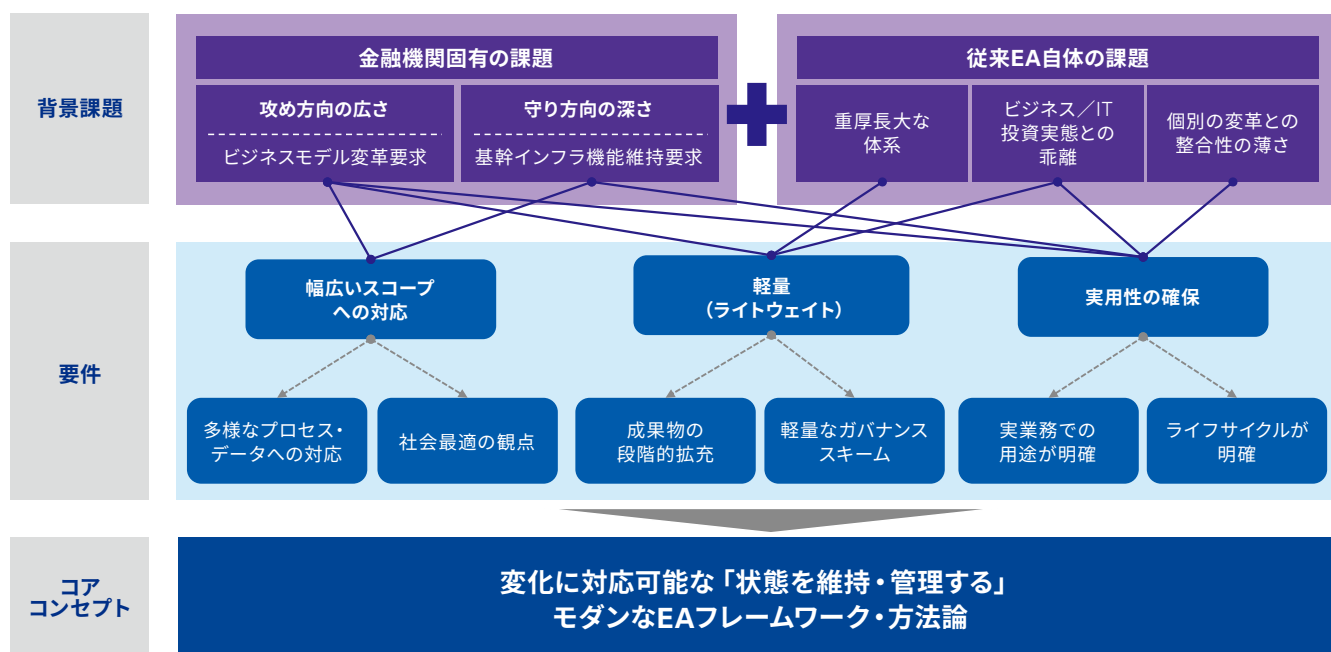
EAのモダナイズに合わせて、ガバナンススキーム自体を軽量化することが求められているのです。

③-1 実業務での用途が明確

金融機関固有の課題でも述べたとおり、広く深くなっている課題への対応と、従来型EAが有していたビジネス／IT実態との乖離（従来型EAの問題②）や個別の変革との整合性の薄さ（従来型EAの問題③）が、EAのモダナイズの根底にあることを考慮すると、EAは独立したクローズドな活動にすべきではなく、その成果物を公開し、個々の取組みにもメリットをもたらすことがEAに求められているのは疑いありません。

どの成果物に何が書かれているかを明確化し、個々の取組みに利用し得る資料であることを周知します。それによりたとえば、「システム修正時の影響範囲を特定するために参照する」「自部門が関連する他部門の業務を理解する」などに利用することが可能になります。

図表3 モダンなEAのコンセプトと要件



出所：KPMGジャパン作成

③-2 ラifecycleが明確

上記のような実用性を確保するためには、作成・活用・更新のLifecycleが明確であることが求められます。EA成果物がどの活動のインプットになり、どのようなビジネス判断に活用されるのか、あるいは、各種変革活動で新たに生み出された成果物は、どのような基準でEA成果物体系に組み込まれていくのかといった、作成・活用・更新の明確なプロセスを認識し、仕組み化する必要があります。その際、たとえば「業務フロー図」においては、「概要Level 1」や「詳細Level 2」などの詳細度の規定を標準化したうえで、Level 1はコア成果物として位置付け、Level 2以降はシステム開発プロジェクト側で引き継いで作成・維持、などを決める必要があります。

III

金融機関におけるモダンなEAのコンセプト

金融機関は、個別の新技术・サービス導入などへの対応を迫られる一方で、透明性や堅牢性の維持も責務となっています。その対応策として、金融機関の置かれた状況に応じた形でのEAの作成と維持が有用であることについて述べてきました。

企業の活動と資産は、個別の変革テーマに対して適応しながら、常に成長・変化します。金融機関に求められているのは、その変化への要求に「対応可能な状態」を維持・管理するケイパビリティです。そして、本稿で提唱しているのは、そのケイパビリティに寄与できるモダンなEAフレームワーク・方法論のコンセプトです（図表3参照）。

エンタープライズアーキテクチャは、決して重厚長大に一気に構築するものとは限らず、作成・活用・更新のプロセスの仕組み化とともに、段階的に「育てていく」べきものであることを理解いただけると幸いです。

- 金融庁、「2024事務年度金融行政方針」
https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/20240830_main.pdf
- 内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、「令和6年度 地方創生における金融機関との連携状況に係る自治体アンケート結果」
https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/2501_research_kinyu_s.pdf
- 金融庁、「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方(案)」
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221216-2/01.pdf>
- 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(経済安全保障推進法)」令和4年5月11日成立、同月18日に公布。以降は「経済安全保障推進法」と呼称。
- 役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防ぐ目的で指定される基幹インフラの重要設備
- TOGAF® 標準はThe Open Groupの登録商標です。
- KPMGジャパン、「デジタル経営時代のEA(エンタープライズ・アーキテクチャ)」
<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2018/11/enterprise-architecture-20181115.html>
- 情報処理推進機構(IPA),『DX実践手引書 ITシステム構築編(完成 第1.1版)』
<https://www.ipa.go.jp/digital/dx/hjuojm000000gx4n-att/000094497.pdf>

関連情報

金融分野の変革を支援するサービスなどを紹介しています。

<https://kpmg.com/jp/ja/home/about/kc/kc-sectors/kc-financial.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMGコンサルティング株式会社
竹田 信弘／アソシエイトパートナー
✉ nobuhiro.takeda@jp.kpmg.com

吉村 泰生／リードスペシャリスト
✉ taisei.yoshimura@jp.kpmg.com

Information

KPMGジャパン、あずさ監査法人と KPMG FASが合併会社「KPMG Forensic & Risk Advisory」を設立、事業開始



写真左：代表取締役社長 西島 宏之 写真右：代表取締役 黒川 義浩

KPMGジャパンは、高度なリスクコンサルティングビジネスを目指し、有限責任 あずさ監査法人と株式会社KPMG FASを出資会社とする株式会社KPMG Forensic & Risk Advisoryを設立しました。リスクコンサルティングで強みを持つあずさ監査法人と約20年のフォレンジック業界での経験を持つKPMG FASが連携し、有事対応や予防・検知の支援を通じて企業価値・ブランド価値の保護に注力するとともに企業のインテグリティ向上と資本市場の信頼性向上に貢献します。

詳細についてはウェブサイトをご参照ください。

<https://kpmg.com/jp/ja/home/media/press-releases/2025/04/kpmg-fra-establishment.html>

Information

KPMGコンサルティング、Jリーグと サポーティングカンパニー契約を締結



KPMGコンサルティングは、Jリーグのサポーティングカンパニーです。

©J.LEAGUE

KPMGコンサルティングは、日本プロサッカーリーグ（以下、「Jリーグ」という）とデジタルマーケティング領域における取組みを連携して行うことを目的に、サポーティングカンパニー契約を締結しました。

スポーツビジネス専門のチームがこれまでに培ってきたノウハウや知見を活用し、AIを活用したよりきめ細やかなファンの行動予測や嗜好性などの推定を行う仕組みや、それらを踏まえたファン1人ひとりに適切な情報を届ける仕組みの構築など、Jリーグにおけるファンエンゲージメント向上に係る取組みを支援します。

詳細についてはウェブサイトをご参照ください。

<https://kpmg.com/jp/ja/home/media/press-releases/2025/04/kc-j-league02.html>

Service

KPMGジャパン、CAIO（Chief AI Officer） 支援サービスを開始



KPMGジャパンは、KPMGのグローバルフレームワークを活用し、AI戦略立案、プラットフォーム導入、ガバナンス対応など、AI・データ活用を軸として企業の新たな価値創造を推進するCAIO（Chief AI Officer:最高AI責任者）を包括的に支援するサービスを開始しました。AI戦略の策定やユースケースの創出、AI投資の判断、リスク管理、運用、人材育成、プラットフォーム構築、ステークホルダーとの連携などを総合的に担うCAIOの設置は重要性を高めています。

詳細についてはウェブサイトをご参照ください。

<https://kpmg.com/jp/ja/home/media/press-releases/2025/02/caio-agenda.html>

Information

小中高生が動画で表現する「これが経済！」



KPMGジャパンは、「第2回小・中・高生のためのエコノミクス ビデオ コンテスト」（主催：一般社団法人CEEジャパン）を特別協賛しました。同コンテストは、児童・生徒が「暮らしの中の自分と経済の関わり」をテーマに動画を制作し、経済を考えるきっかけ作りが目的です。職員約50名が1次審査にあたり、2月15日に開催された2次審査・表彰式には、山田 裕行共同チェアマンが特別審査員およびプレゼンターとして参加しました。私たちは、本業で培ったスキルや知識を活かし、継続した教育支援活動により、社会課題の解決を目指します。

詳細についてはウェブサイトをご参照ください。

<https://kpmg.com/jp/ja/home/about/our-impact-plan/prosperity/oip-activity-report-CEE20250311.html>

KPMGでは、会計基準に関する最新情報、各国における法令改正および法規制の情報、また各業界での最新のトピックなど、国内外の重要なビジネス上の課題を、「Thought Leadership」としてタイムリーに解説・分析しています。

サーベイ

サイバーセキュリティサーベイ2025

Japanese

AI活用による業務の効率化と高度化への期待が高まる一方で、AIを使ったサイバー攻撃が一段と巧妙化しています。企業の経済的損失の大きさも深刻な問題となっており、サイバーセキュリティへの取組みは企業にとって重要な経営課題になっています。7回目となる本レポートでは、「サイバー攻撃の実態」「サイバーセキュリティ管理態勢」「サイバーセキュリティ対策」「子会社管理」「委託先管理」「OTセキュリティ」「AIセキュリティ」「製品セキュリティ」のテーマごとにサイバーセキュリティ対策の高度化に向けて必要な取組みなどを考察しています。

<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-cyber-security-survey.pdf>



サーベイ

Future of Corporate Services～コーポレート部門の可能性を引き出しているか

English / Japanese

調達・購買、人事、財務・経理、情報技術、法務などのコーポレート部門は、全社的な価値を創出していくうえでより大きな役割を果たすことが求められています。そのためには各部門がより緊密に連携し、企業価値の創出および毀損防止、予防的な観点でのリスクの軽減を推し進めていく必要があります。本レポートは、企業のコーポレート部門が全社的な価値を創出するうえで果たすべき役割や取り組むべき課題について、4つの重要な戦略的課題や取組み事項についてKPMGが支援した企業のケーススタディを交えながら考察しています。

<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-future-of-corporateservices.pdf>



サステナビリティ

KPMGグローバルサステナビリティ報告調査2024

English / Japanese

本レポートは、KPMGが世界58の国と地域の売上高上位100社を対象に、ESGの課題に対してどのような取組みや報告を行っているかを調査し、結果をまとめています。グローバルではサステナビリティ情報を開示している割合が79%、また炭素削減目標を公表している割合が80%なのに対し、日本企業はいずれも100%となり、世界全体の割合を大きく上回る結果となりました。

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2025/02/the-move-to-mandatory-reporting.html>



プライベートエンタープライズ

Venture Pulse2024年第4四半期 日本語抄訳版

English / Japanese

AIへの関心の高まりを背景に世界のベンチャーキャピタルによる投資は過去7四半期で最高水準を記録するなど、2024年第4四半期（2024年10月～12月）のベンチャーキャピタルによる投資について、グローバル、米国、南北アメリカ、欧州、アジア別に分析しています。また、2025年に向けてIPOが増加するとの期待が高まるなか、IPO市場の動向や投資家の注目を集める分野など、2025年第1四半期に注目すべきトレンドについて解説しています。

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2025/03/venture-pulse-q4.html>



出版物のご案内

60分でわかる！最新IPビジネス超入門



【著】KPMGコンサルティング

技術評論社
四六判・144頁
1,430円（税込）
2025年3月刊
単行本

本書は、今注目されるIP（知的財産）ビジネスのなかでも、漫画やアニメ、ゲーム、映画などのコンテンツを軸にしたビジネススキームを中心に、コンテンツIPビジネスの全体像をわかりやすく解説しています。IPビジネスや知的財産権の基礎から、①メディアミックス、②シリーズ化、③ライセンスビジネス、④他社IPを活用した商品の開発・販売、⑤他社IP支援などの取組みのほか、コンテンツIPビジネスを国内外で展開するうえで重要な、各国・地域の法規制への対応をはじめ、権利処理や多様性への配慮、現地の風習、他社が所有する知的財産への配慮など、リスクへの対応とともにガバナンスについても解説しています。

しくみ図解 IFRS会計基準のポイント



【編】あずさ監査法人

中央経済社
A5判・208頁
2,420円（税込）
2025年3月刊
単行本

現在のわが国を取り巻くIFRS会計基準の動向、また世界の多くの国においてIFRS会計基準が広く採用されていることを考えると、IFRS会計基準の基本的な内容を理解しておくことは、経理担当者や財務諸表の利用者のみならず、企業の経営者や経理以外の担当者にとっても非常に重要であると考えられます。本書は、こうした幅広い層に役立つIFRS会計基準の入門書を提供したいとの思いから、IFRS会計基準の特徴的な点や日本基準との主な違い、実務で影響が大きいと思われる箇所をピックアップしています。見開き2ページで完結しており、文章だけでなく、視覚的にご理解いただけるように左ページを図表として、その項の特徴をまとめています。また会計基準を理解するうえで重要と思われる、基本となる考え方や背景についても本文やコラムにて紹介しています。

Q&Aでわかる CSRD/ESRSの実務ガイドブック



【編】あずさ監査法人

中央経済社
A5判・284頁
3,850円（税込）
2025年2月刊
単行本

国内外でサステナビリティ情報の開示が進んでいるなか、EUでは2023年に「CSRD」（企業サステナビリティ報告指令）が発効しています。これにより、2025年度からEU域内に所在する日本企業の子会社の多くで開示対応が必要となるほか、一部の日本企業グループでは2028年度からグループベースでのサステナビリティ情報の開示も必要になることが見込まれています。その際、重要となるのが、EUの新たなサステナビリティ報告指令である「CSRD」（企業サステナビリティ報告指令）です。本書では、CSRDとその委任規則である「ESRS」（欧州サステナビリティ報告基準）について「理解すべき情報を正しく、かつわかりやすく伝えること」をコンセプトに、そのポイントや日本企業にとって必要な対応について、一問一答のQ&A形式で解説しています。

会社法決算の実務 第19版



【編】あずさ監査法人

中央経済社
A5判・984頁
8,140円（税込）
2025年2月刊
単行本

本書は、2025年3月期以降の会社法決算において最低限押さえておきたい留意事項をダイジェストに掲載しています。株主総会招集通知、事業報告、計算書類等の各書類における実務上留意すべきポイントを、作成者の視点からわかりやすく解説しています。また、上記各書類に記載された情報を理解するためのポイントを、利用者の視点から示しています。本書に掲載された事例を概観できる「掲載事例一覧表」、関連用語をまとめた「会社法決算関連用語集」を収録しています。

詳しい内容や出版物一覧につきましては、ウェブサイトをご覧ください。
また、ご注文の際は、直接出版社またはKindleストアまでお問い合わせください。



<https://home.kpmg/jp/publication>

海外投資ガイド・最新トピックス

KPMGでは、海外進出を検討されている、あるいは事業展開されている企業の皆様に、現地での事業活動に役立つ情報をまとめた海外投資ガイド・最新トピックスを発行し、ウェブサイトにおいて一部公開しています。

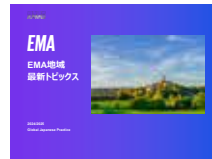
なお、投資ガイド・最新トピックスの全PDFファイルを閲覧するには、会員登録が必要です。

2025年4月発行

2025年版 EMA地域最新トピックス

Japanese

EMA地域最新トピックスは、欧州、中東、アフリカ地域における主要制度の各国比較や最新トピックスを掲載している資料です。



<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2025/04/ema-latesttopics-20250401.html>

海外投資ガイド・最新トピックス一覧

現在、ウェブサイトにて公開している海外投資ガイド・最新トピックス一覧です。詳細は下記URLをご参照ください。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2021/12/investment-guide.html>



2025年3月発行

2025年度版 マレーシア投資ガイド

Japanese

本投資ガイドは、マレーシアに投資またはマレーシアにて事業を検討されている企業の皆様に、事業活動にあたって準拠しなければならない諸法規の要請、ならびに税制や諸条件の概略について説明しています。



<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2013/10/malaysia.html>

2025年2月発行

2025年度版 香港 (SAR) 投資ガイド

Japanese

本投資ガイドでは、香港 (SAR) への投資を予定しているか、香港 (SAR) にすでに投資を開始している日系企業の皆様に香港 (SAR) についておよび香港 (SAR) への投資についての概要を解説しています。



<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2018/07/hongkong.html>

2024年12月発行

2025年版 台湾投資環境案内

Japanese

本冊子は、台湾へすでに投資を開始しているか、または台湾への投資を予定している日系企業の皆様に、事前調査に資する情報を紹介することを目的として作成したガイドブックです。



<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2013/10/taiwan.html>

国・地域	発行年
中国	2023年
香港 (SAR)	2025年
台湾	2024年
インド	2022年
シンガポール	2024年
マレーシア	2025年
フィリピン	2022年
ベトナム	2022年
メキシコ	2022年
ペルー	2017年
イタリア	2024年
ベルギー	2022年
スペイン	2022年
チェコ	2024年
ドイツ	2024年
アラブ首長国連邦 (UAE)	2021年
南アフリカ	2022年

海外進出支援窓口

各国・地域の最新情報については、右記URLをご確認ください。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/services/global-support.html>



KPMG ジャパン メンバーファーム一覧

有限責任 あずさ監査法人

監査や各種証明業務をはじめ、財務関連アドバイザリーサービス、株式上場支援などを提供しています。また、金融、テクノロジー・メディア・通信、製造、ガバナメント・パブリックなど、業界特有のニーズに対応した専門性の高いサービスを提供する体制を有しています。

東京事務所 03-3266-7500
大阪事務所 06-7731-8000
名古屋事務所 052-589-0500

札幌事務所 011-221-2434
仙台事務所 022-715-8820
北陸事務所 076-264-3666
北関東事務所 048-650-5390
横浜事務所 045-316-0761
京都事務所 075-221-1531
神戸事務所 078-291-4051
広島事務所 082-248-2932
福岡事務所 092-741-9901

新潟オフィス 025-227-3777
富山オフィス 0766-23-0396
福井オフィス 0776-25-2572
高崎オフィス 027-310-6051
静岡オフィス 054-652-0707
浜松オフィス 053-451-7811
岐阜オフィス 058-264-6472
三重オフィス 059-350-0511
岡山オフィス 086-221-8911
下関オフィス 083-235-5771
松山オフィス 089-987-8116

KPMG 税理士法人

各専門分野に精通した税務専門家チームにより、多様化する企業経営の局面に対応した的確な税務アドバイス（税務申告書作成、国内／国際税務、移転価格、BEPS 対応、関税／間接税、M&A、組織再編／企業再生、グローバルモビリティ、事業承継等）を、国内企業および外資系企業の日本子会社等に対して提供しています。

東京事務所 03-6229-8000
大阪事務所 06-4708-5150
名古屋事務所 052-569-5420
京都事務所 075-353-1270
広島事務所 082-241-2810
福岡事務所 092-712-6300

KPMG 社会保険労務士法人

グローバルに展開する日本企業および外資系企業の日本子会社等に対して、社会保険の新規適用手続き支援、給与計算、各種社会保険手続き、社会保障協定、就業規則に関するサポートなど、人事・労務関連業務を日英バイリンガルで提供しています。

03-6229-8000

KPMG コンサルティング株式会社

グローバル規模での事業モデルの変革や経営管理全般の改善をサポートします。具体的には、事業戦略策定、業務改革、収益管理能力の向上、ガバナンス強化、リスク管理、IT戦略策定・導入支援、組織人事変革、サイバーセキュリティなどに関するアドバイザリーを提供しています。

東京事務所 03-3548-5111
大阪事務所 06-7731-8052

名古屋事務所 052-571-5485
福岡事務所 092-741-9903

株式会社 KPMG FAS

企業戦略の策定から、トランザクション（M&A、事業再編、企業・事業再生等）、ポストディールに至るまで、企業価値向上に向けた取組みを総合的にサポートします。主なサービスとして、M&Aアドバイザリー（FA業務、バリュエーション、デューデリジェンス、ストラクチャリングアドバイス）、事業再生アドバイザリー、経営戦略コンサルティングを提供しています。

東京事務所 03-3548-5770
大阪事務所 06-7731-8054
名古屋事務所 052-589-0520
福岡事務所 092-741-9904

株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisory

複雑化、多様化する不正・不祥事、コンプライアンス・契約違反、情報漏洩、サイバー攻撃等に対し、最新の調査手法・テクノロジーを活用した事実解明調査を行うとともに、その後の再発防止、平時からの予防、発見・検知の支援を通して、企業のインテグリティを高め、サステナブルな経営基盤を構築するための総合的なサービスを提供しています。

03-3548-5773

KPMG あずさ サステナビリティ株式会社

非財務情報の信頼性向上のための第三者保証業務の提供のほか、非財務情報の開示に対する支援、サステナビリティ領域でのパフォーマンスやリスクの管理への支援などを通じて、企業の「持続可能性」の追求を支援しています。

東京事務所 03-3548-5303
大阪事務所 06-7731-8050
名古屋事務所 052-589-0524

KPMG ヘルスケアジャパン株式会社

医療・介護を含むヘルスケア産業に特化したビジネスおよびファイナンシャルサービス（戦略関連、リスク評価関連、M&A・ファイナンス・事業再生など）にかかわる各種アドバイザリー）を提供しています。

03-3548-5470

株式会社 KPMG Ignition Tokyo

監査、税務、アドバイザリーサービスで培った専門的知見と、最新のデジタル技術とを融合させ、企業のデジタルトランスフォーメーションを促進させることを使命としています。グローバルおよびKPMGジャパンの各メンバーファームと協業して共通基盤とソリューションを創出し、クライアント企業のデジタル化に伴うビジネス変革を支援します。

03-3548-5144

株式会社 KPMG アドバイザリーライトハウス

KPMG 日本のアドバイザリー領域におけるデータ統合戦略、データサイエンス、デジタルインテリジェンスをコアとしたセンサー・オブ・エクセレンス機能として、プロフェッショナルサービスの強化および高度化を通じて、クライアント企業の価値向上を支援します。

03-3548-5700

KPMG ジャパン

kpmg.com/jp

本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的のものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。